

東村山市特別支援教育推進計画第五次実施計画(案)に関する意見募集の結果

1. 案件名	東村山市特別支援教育推進計画第五次実施計画(案)	
2. 担当所管	(1) 名称	東村山市教育部子ども・教育支援課
	(2) 所在地	〒189-8501 東村山市本町1-2-3 いきいきプラザ4階
	(3) 電話番号	042-393-5111(代表) 内線:3442~3444
3. 概要	(1) 意見募集期間	令和2年12月21日(月)~令和3年1月15日(金)
	(2) 周知方法	東村山市ホームページ、市報ひがしむらやま令和2年12月15日号、資料設置場所でのポスター掲示
	(3) 資料等の設置場所	子ども・教育支援課(いきいきプラザ4階)、情報コーナー(本庁舎1階)、いきいきプラザ総合窓口、ワズタワー内地域サービス窓口、各公民館、中央図書館、富士見図書館、ふるさと歴史館、市民スポーツセンター、各ふれあいセンター、青葉地域センター、美住リサイクルショップ、社会福祉センター、子育て総合支援センター(ころころの森)
4. ご意見をお寄せいただいた人数	計9名(内訳:各施設での提出1名、直接持ち込みによる提出0名、郵送による提出2名、ファックスによる提出3名、電子メールによる提出0名、市ホームページからの提出3名)	
5. お寄せいただいた意見の数	142件	
6. お寄せいただいた意見の内容と市の考え方	別紙のとおり	

お寄せいただいたご意見の中に複数にわたる内容が記載されている場合は、項目ごとに分割するなど、整理して記載しています。

また、明らかな誤字・脱字等の修正を除き、可能な限り原文のまま掲載しています。

No.	該当項目		意見	ご意見に対する考え方・対応
1	はじめに	「はじめに」の最終段落2行目から4行目「今後も一層、切れ目のない継続的な支援を行うとともに、特別な教育的ニーズのある幼児・児童・生徒やその保護者が安心して生活できる支援体制を整備していくことを目指していきます。」	「東村山市における特別支援教育は、すべての子供たちが豊かに暮らすことのできる社会の実現を目指すものです。」と不整合です。特別支援教育は、特別な教育的ニーズのある幼児・児童・生徒やその保護者だけのものではないはずで。	ご指摘を受け、最終段落の3行目「特別な教育的ニーズのある幼児・児童・生徒やその保護者が安心して生活できる支援体制を整備していくことを目指していきます。」の文を「すべての子供たちが豊かに暮らすことのできる社会の実現を目指していきます。」へ変更いたしました。
2	はじめに P.49 P.50	「はじめに」の最終段落2行目から4行目	「今後も一層、切れ目のない継続的な支援を行うとともに、」とありますが、「第三部参考資料」の49ページ特別支援教室小計において、令和元・2年度ともに小学校一年生が0人となっていることや、49ページ特別支援教室小計小学校6年生の人数とそれに対応する50ページ特別支援教室小計中学校1年生の人数を比較すると、中学校1年生の人数が大幅に減っていることから、「今後も一層、」は削除した方が良く考えられます。ちなみに、49ページ特別支援教育小計において、令和2年度2年生(令和元年度1年生)は、21人であることから、「切れ目がない」とは言えないのではないのでしょうか。	特別支援教室の利用児童・生徒数が少ないことをもって支援の切れ目になっているとは考えておりません。小学校1年生については、年度の当初は入学時にあたることから、在籍学級を母体に学校生活に慣れることが優先されることと考えております。また、特別支援教室の利用を終了した児童・生徒については、その背景に通常の学級での支援体制が定まっているからこそ利用終了と捉えております。特別な支援は特別支援教室だけではなく、通常の学級でも適切に行うことができるよう連携を行うことも支援と捉え、切れ目のない支援を行っております。
3	P.2	第1章 計画の基本的な考え方 【東村山市特別支援教育推進計画 第五次実施計画の概要】	「東村山市における特別支援教育はすべての子供たちが豊かに暮らすことのできる社会の実現を目指すものです。」の改行を「豊かに～」からにした方が、見た目的によいと思います。	ご指摘の通り改行部分を変更いたしました。
4	P.3	1.計画の目的	「計画の目的」を読むと、「児童・生徒」が対象のように受け取れるのですが、ページ下の「特別支援教育」の説明を読むと、対象は「幼児・児童・生徒」となっています。この説明が文科省の通知であることを考えれば、「計画の目的」内の文言も「幼児・児童・生徒」とした方がよいと思います。	「計画の目的」では、学校教育法を引用していることから学齢期である児童・生徒が対象とされます。特別支援教育の対象については年齢を問わず対象とすることから幼児・児童・生徒との表記がされていることから、「計画の目的」の第三段落については、児童・生徒だけでなく幼児を含むように加筆いたしました。
5	P.4	5.国・東京都の特別支援教育の動向	「国・東京都の特別支援教育の動向」に2016(平成28)年9月の「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」を入れた方がよいと思います。理由はいまだに不登校を「問題行動」と認識している先生や保護者、そして地域に住む人々が存在するからです。	本実施計画は主に特別支援教育にかかわる取組としているため、法令についても基本的にはそれらに関するものに限定させていただいております。しかしながら、取組には特別な支援を必要とする児童・生徒に対する不登校への支援も位置づけているため、不登校への支援体制と連携しながら進めてまいります。
6	P.4	「特別支援教育の推進について」(通知)	最初の項目内にある「幼児児童生徒」は、引用文でないのであれば、読みやすく「幼児・児童・生徒」とした方がよいと思います。	文部科学省からの通知文の引用のため表記の通りとさせていただきます。
7	P.6	注釈5 自閉症、アスペルガー症候群 その他広汎性発達障害、学習障害、 注意欠陥多動性障害その他これに類 する脳機能の障害であってその症状 が通常低年齢において発現するもの として発達障害者支援法で定めるもの をいう	現在の医療の診断にはDSM-5による診断がなされており、表記が自閉症スペクトラム症や注意欠如・多動症、限局性学習症等変化をしている。 これは障害と診断名に記することによる、診断された側への配慮も考慮されていることが考えられる。そのため、特別支援教育推進計画に関しても障害のある子どもをもつ保護者への配慮が必要となる。 平成28年8月1日発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行についてによると、 2 定義の改正について(第2条第2項及び第3項関係) (1)「発達障害者」の定義を、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものとしたこと。 (2)「社会的障壁」の定義を、発達障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものとしたこと。 とある。 注釈のくり方を発達障害ではなく、発達障害のある児童等でくくっていただき、社会的障壁による ところの文面の記載をしたほうが、より丁寧な説明となると考える。 表記に関しての変更を意見とする。	ご指摘のとおり、「発達障害」の注釈の区切りを「発達障害のある児童等」と変更し、下部の注釈欄に発達障害者支援法の改正に伴う定義として(1)(2)を記載いたしました。

No.	該当項目		意見	ご意見に対する考え方・対応
8	P.6	表記について 発達障害のある児童等 障害のある児童など 障害のあるかた 発達障害のある子供達 中学校学習指導要領については、 「児童」→「生徒」の表記に	P6だけでも表記の仕方が様々である。 個人的に、自分のこどもをなどという表記の一部とされていることに愕然とする。 表記に関しては、特別支援教育推進計画の中で、どうしてこのような様々な表記を使っているのかの明示が必要であると考えます。 表記の根拠に関するの明示の意見とする。	各表記については、法、条約、学習指導要領等からの引用であるため、原文表記とさせていただきます。
9	P.6		6ページに出てくる「発達障害のある児童等」と「発達障害等のある子供達」は意味が同じであれば、どちらかに統一した方がよいと思います。同様に「障害のある児童など」と「障害のあるかた」も同じ意味であるならば統一した方がよいと思います。	
10	P.7		7ページ下の「東京都発達障害推進計画」の説明に「児童・生徒」という言葉が出てくるのですが、これは「幼児・児童・生徒」ではないでしょうか。「児童・生徒」と限定する場合、必ず「都内の小・中学校、高校において」と前置きされていると思います。	平成28年2月東京都教育委員会から発出されている「東京都発達障害教育推進計画」の基本理念の表記に基づき、冒頭に「公立学校に在籍する」という一文を加筆いたしました。
11	P.8	アンケートを実施しました	どのようなアンケートを配布したのか、年度ごとに、また保護者向けと関係諸機関向けの内容を資料として添付していただかなければ、詳細がわからない。 資料添付の必要性に関する意見とする。	本ページにおいては、第四次実施計画の主な成果と課題を記載しており、子ども相談室におけるアンケートについては一定必要な情報が記載されているものと考えております。なお、回収率の情報については追記させていただきました。
12	P.8		何名に配布して回収率がどの程度であったのか参考資料にも掲載されていない。同様に関係機関についても、幼稚園の回収率、保育所の回収率、関係諸機関の回収率も記入されていない。 回収率の表記の追加を期待する。 結果の表記の仕方に関する意見とする。	
13	P.8	【子ども相談室を利用する保護者向けアンケート結果（平成28・29年度実施）】	「子ども相談室を利用する保護者向けアンケート結果」が平成28年と29年なのはなぜですか。平成30年、平成31年（令和元年）、令和2年の結果ないのはなぜですか。3年前の結果をもって現状認識とするのは、いささか乱暴ではないですか。アンケート調査を実施していないのであれば、その理由も明記するべきではないでしょうか。	本アンケートについては、子ども相談室が開設したことに伴い実施したものでございますので、平成28年度、平成29年度のみ実施したものでございます。
14	P.8	【幼稚園・保育所・学校等の関係諸機関向けアンケート結果（平成30年度実施）】	2年前の平成30年のものですが、この結果をもって現状認識とするのは、いかがなものでしょうか。対象となる子どもたちの数が変わらないのであるならともかく、対象の子どもたちは増えていて、なおかつ様々な個性を持っています。また比較数値がないので、「連携が取りやすくなった」の27.3%が良いのか悪いのかわかりません。2年前の、しかもただ1度だけ実施したアンケート調査結果を出す意味合いをもう少し明確にしてください。	本アンケートについては、子ども相談室が開設したことに伴い実施したものでございますので、平成30年度のみ実施したものでございます。それまでの幼児相談室・教育相談室体制から子ども相談室に一元化したことによる、関係諸機関との連携という点において、以前の体制と変わらず機能しているものと認識しております。
15	P.8～ P.14	第2章 第四次実施計画の主な成果と課題	第一部の第2章「第四次実施計画の主な成果と課題」で挙げられた課題の解決が、第二部の「第五次実施計画の具体的な展開」につながると思うのですが、とてもわかりにくいです。「第四次実施計画の主な成果と課題」で挙げられたそれぞれの課題の最後に、「第五次実施計画の具体的な展開」のどのページに課題解決に向けた施策が明記されているのか、該当ページを明記することを希望します。	P.16の「東村山市特別支援教育推進計画第五次実施計画施策の体系図」において、第五次実施計画からの新規の取組や、第四次実施計画からの発展的な取組をカテゴリー別にまとめ、記載しております。
16	P.8	子ども相談室の相談員の資質向上においては、臨床心理事例研究会及び精神医学事例研究会を継続的に実施しました。また嘱託医師が相談事例に対する医師面接を実施するとともに、事例について医学的な視点の助言・指導を相談員に行うことができました。	助言指導の結果、相談をした保護者がどのように感じたのかが成果ではないのか？ 実施した研修内容の表記も重要であるが、それらをどのように生かしたのかについて、また保護者からはどのように評価を得たのかについての成果の記載の追加を期待する。 成果の考え方への意見とする。	保護者の方からは、アンケートの結果のとおり、一定の評価はいただいているものと認識しており、それらは子ども相談室の成果であると考えているため、成果の追記はいたしません。ご理解願います。

No.	該当項目		意見	ご意見に対する考え方・対応
17	P.8	関係諸機関から子ども相談室を紹介される際・・・ 以下省略	<p>子ども相談室の担当者によって、固定学級の説明が違っており、保護者の混乱をまねている。科学的根拠もないのに、面談すら断っている状況であった。一方で丁寧につながっている担当者もいた。指導室の説明と、子ども相談室の相談員の説明の違いが顕著であった。また、各学校の先生の説明も違いがあった。関係機関向けのガイドラインよりも、行政内部のガイドラインの策定の方がより優先度が高い。情緒固定学級に関して、医師の診断書を必須としている以上、相談室はその医師に関する相談や、検査、その他さまざまな相談を受けることができるようにしておくべきである。とくに転校してきた際、障害のある子供を育てるうえで、様々な機関でたらい回しになった経験から、障害のある子供の育児の大変さは行政の制度の問題から発生していることも多いと考えている。関係機関と相談室、指導室が情緒固定に関する説明会や、就学相談の説明会等と一緒に参加して、様々な悩みの相談にのれるような体制をつくれるようにしていただきたい。自分たち行政の仕事のしやすさのみを求めてガイドラインを策定するようにもみえてくる。期待したとおりでなくても、相談にのることが大事であり、今どきのようなことに悩んでおられるのかについて、丁寧に聞き取りをしていただきたい。自分の子どもがアレルギーで救急搬送された際の対応で、子ども相談室に、引っ越したばかりで病院がわからないと相談をしたときに、医療機関の紹介はできないし、どの医療機関が良いとかは言えないと言われたが、その時の相談員は丁寧にご自分の経験としての医療機関の感想を述べてくださっていた。できない相談にはのりません、ということではなく、困っているのであれば、行政は話を聞く必要があることを認識していただきたい。話を聞くことで、医療機関にかかるのがどれだけ大変なことか、医療にかかっても診断にいたるまでどれだけ保護者が大変な思いをしているか、診断された後もどれだけ不安を引きずりながらいきているか、そこを感じ取っていただきたい。</p> <p>進路を決めることが、どれだけ大変なことか、決断にいたるまでに、様々な悩みで頭の中が充満しているものであり、受付でたらいまわしになることよりも、一旦相談室で悩みの整理をして、窓口に付き添うことも必要である。就学に関することは、毎年毎年、障害のある子供をもつ親にとっては重大な悩みとなる。相談室はこの相談でのみ利用してください、それ以外は紹介しないでくださいということになれば、もっともっと相談難民のように感じる人がでてしまう。相談は期待どおりであってもなくても、聞く姿勢が心から大事であることの理解をしていただきたい。そもそも1時間ごとに相談を区切られており、複雑な内容の相談には十分とは言い難い時間になっている時もある。十分な時間でも、聞いてもらえたということが保護者の心の安心につながる。たらい回しになっている行政の受付窓口の中で、聞いてもらえない経験をするよりも、相談室で相談ができるようになっていることが保護者にとっても関係機関にとっても、心強い機関なのであるから、相談内容の限定をすることは望ましくない。関係機関への排他的な考えや相談内容の限定になることへの恐怖と感じる意見とする。</p>	<p>子ども相談室においては、相談者のニーズを的確に把握し、常に寄り添った対応ができるよう心掛けておりますが、ご指摘のように混乱をまねくことのないよう、基本的な文言の説明について他課ともリーフレット等を共有しながら丁寧に説明してまいります。また、教育委員会内においても必要に応じて共有し、今後も相談者の気持ちに寄り添った対応を第一に行ってまいります。</p>
18	P.8	就学相談制度の充実	<p>課題に関して、ご指摘の通りであると考えます。</p> <p>一方で、判定に関して、影響力のある支援の評価の観点について、シート等作成するのであれば、シートのひな形を参考資料に添付していただきたい。</p> <p>現状何をもって評価したのか、口頭説明で、判定結果が紙面で渡されることに対し、保護者があとから、どうしてこの判定になったのだろうとショックを受けた状態で聞いていたことで、振り返りがしにくくなっている。</p> <p>保護者が、納得がいけないのは、その判定過程までの不透明さである。</p> <p>全ての情報を保護者に開示していただきたいと希望をする。</p> <p>情報の開示が限定されていることや、どの担当がどのような観点で所見記載をしたのかについて、明確に保護者に開示できないのであれば、できない理由についても説明責任がある。</p> <p>これらが、就学相談の結果の説明者によって、説明がばらばらであることによる混乱も見られる。相談者へのガイドラインよりも、内部のガイドラインの策定や、より一層の相談技術、情報公開について考えていただきたい。</p> <p>小学校の前と中学校の前とでは、就学相談の相談内容も異なる。それぞれに、もっともっと配慮のある対応が必要であると考えます。</p> <p>中学就学前の相談のときに、子ども本人には診断や障害の告知をしていないにも関わらず、行動観察をした支援学級配置学校である校長が、子ども本人への質問の際に「君は、発達障害のことをどう思う?」といきなり、断りもなく診断名を話したり、「学校で飛び降りたのはどうしてかな?」と突然聞いたりすることで、その後子どもが深刻な精神状態になっていることもあった。</p> <p>子ども相談室は心理職であるから、ガイドラインで相談内容を限定していくことよりも、もっと相談に関してより深く広く、受け入れていただきたい。</p> <p>就学相談制度の充実の方向性に関する意見とする。</p>	<p>就学相談における児童・生徒の行動観察については、「できた・できない」ではなく、児童・生徒がどのような支援を必要としているかを見取っており、一人の評価者の判断に限定されないよう、複数人数で行っております。児童・生徒にとっては初めての場所で緊張が伴うことから、それらを含めて就学支援委員会としての判断を保護者へ伝えていきます。それら就学相談の結果については、所見面談という形で個別に書面をもとにご説明をさせていただいており、それぞれの専門家の見解について、丁寧に伝えるとともに、児童・生徒、保護者の人権や気持ちを大切にしながらインクルーシブ教育の理念の実現に向けた就学相談を進めてまいります。</p>

No.	該当項目		意見	ご意見に対する考え方・対応
19	P.8～ P.14	第2章 第四次実施計画の主な成果と課題	わかりやすくまとめられていると思います。ただ、18ある項目のうち、成果だけが書かれていて課題のない項目が6つありました。課題がないということは、現状で十分という判断なのでしょうか。本当に課題はないのでしょうか。	課題が記載されていない項目については、第四次実施計画から第五次実施計画への移行において取組上大きな支障をきたす課題がないことから、引き続き取組を継続していくものとしております。
20	P.9	【転学相談・入級相談制度の充実】	各学校において入退級時の基準となるレベルの判断の仕方に差があるため、とあるが、各校の判断の仕方を一律にするためどのようなアプローチをするのか？(先生に向けての研修なのか？各校の判定が適正であったか事例をピックアップして検証するのか？)具体的に知りたい。	特別支援教室の利用・終了については、各学校における校内委員会において検討する上で、P.11の【特別支援教室の利用に伴う発達障害のある児童・生徒への支援レベル】が東京都教育委員会から判断基準として示されております。この基準の適用について学校ごとで差が生じていることから、特別支援教育運営委員会を通して、特別支援教育コーディネーターや巡回指導教員へ周知を行ってまいります。また、特別支援教室利用判定委員会では、利用・終了を決定した校内委員会の記録をもとに聞き取りを行う予定でございます。
21	P.9	【転学相談・入級相談制度の充実】	令和元年度の転学相談では転居での転学については手続きを見学・体験・校長面接をまとめた簡易なものに変更したとありますが、転居→転入でしょうか。	ご指摘を受け、「転居での転学」の部分を「他地域から本市に転入してきたかたで、同種の特別支援学級への入級を希望する場合」に変更いたしました。
22	P.9	【転学相談・入級相談制度の充実】	注釈13転学相談 幼児・児童の可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するための基礎となる生きる力を培うことと、 <u>児童・生徒一人一人の</u> …とあるが、下線部分を合わせなくてよろしいですか。	ご指摘を受け、注釈13は、「児童・生徒の可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するための基礎となる生きる力を培うことと、児童・生徒一人一人の特別な教育的ニーズに応じた適切な教育を保障する必要があるため、教育・医学・心理学等の観点から総合的かつ慎重な判断を行い、ライフステージを見通した相談を行い、転学先を保護者とともに決定していくこと。」といたしました。
23	P.9	注釈13 転学相談	「転学相談」の説明に出てくる「幼児・児童」と「児童・生徒」はどちらも「幼児・児童・生徒」とするべきではないでしょうか。	転学については、就学後の学齢期の児童・生徒を対象としているため、注釈13転学相談の説明にある冒頭の「幼児・児童」の表記を「児童・生徒」に変更いたしました。
24	P.9 P.31	【転学相談・入級相談制度の充実】 (3) 転学における医療との連携【新規】	31ページに「転学における医療との連携」が新規の施策として掲載されていますが、9ページの「転学相談・入級相談制度の充実」では課題として「判断の基準や方法の共通理解を図り、保護者等に対して適切な説明ができるようにする必要」を挙げています。まずこれが先なのではないでしょうか。この課題が解決しないうちに「転学における医療との連携」が実践されれば、現場は混乱すると考えますがいかがでしょうか。	「転学における医療との連携」については、自閉症・情緒障害特別支援学級や知的障害特別支援学級への入級に際して必要とされる自閉症スペクトラムの有無や知的障害の有無が大きく関わることから取組に挙げております。双方の診断については医師にしかできないことですので、医師から適切な意見をいただくことで、保護者等にも分かりやすい判断基準や説明ができるものと考えております。
25	P.9	【広報活動の充実】	東村山市の特別支援教育の広報活動としては、東村山市の特別支援教育の概要として「東村山市の特別支援教育」というリーフレットを毎年、全小・中学校の児童・生徒数で配布しています。という表記がありますが、下線部を「市内小・中学校の全児童・生徒数に」した方がよいかと思いましたが。※P.34も同様。	ご指摘のとおり、「全小・中学校の児童・生徒数で」の表記を「市内公立小・中学校の全児童・生徒に」へ変更いたしました。 ※P.34(2) 特別支援教育についてのリーフレット・冊子の作成の項目においても同様に変更いたしました。
26	P.10	注釈の説明	個別の教育支援計画と個別指導計画に関して注釈に就学支援シートのように、説明をしてください。 12ページより先にこのページでの説明の方がわかりやすい。 説明のページに関する意見とする。	ご指摘のとおり、P.12にある個別の教育支援計画と個別指導計画の注釈をP.10に移しました。
27	P.10	支援を開始するように	教育支援計画について、支援学級やゆき教室等を利用している児童に関しては策定されるが、通常学級において、困り感のある子どもたちで合理的配慮が必要な子どもに関しては保護者の要望がないと策定にいたらない。配慮と支援の必要性は変わらないにも関わらず、策定に関して差がある。 教育支援計画に関しての策定に関して、保護者への周知の仕方に課題がないか考えていただきたい。 就学相談以後の教育支援計画に関する保護者への周知に関する意見とする。	個別の教育支援計画と個別指導計画の作成については、就学支援シートのガイダンスでもご説明させていただいておりますが、入学後、保護者と担任とで面談等を実施した際に、これからの学校生活での支援において、必要に応じて保護者と担任とが連携して作る書類であることを保護者のかたへお伝えしています。また、特別支援教育運営委員会において、特別支援教育コーディネーターへ就学支援シートをご提出いただいたかたは、個別の教育支援計画の作成を進めていくことを啓発しており、引き続き周知に努めてまいります。

No.	該当項目		意見	ご意見に対する考え方・対応
28	P.10	支援を開始するように	個別の教育支援計画について、各学校で支援計画の用紙をどのように活用しているのか把握しているか？ 「書庫に鍵を閉め保管したままで、あることも知りませんでした」と学年が変わったときに、話した先生もおられた。 また、「学校では問題行動をおこしてないので、いままで校内委員会での会議等でも名前がでておらず、教育支援計画についても、とくに必要と感じておりません」と、当事者とその保護者が診断名や検査結果等、引っ越してきたときに伝えていたにも関わらず、情報共有がされていなかった。一方で、当事者はずっと困り感を持ち続けており、支援の開始が非常に遅れた。 とくに、中学校は教科担任制であり、各教科担任全てに支援の内容がいきわたっているとは言い難く、計画策定後の情報共有のあり方と支援内容についての精査について、各学校でどのように評価をしているのか？ そこに課題はないのか？ 保護者は納得しているのか？ 保護者が納得しているというのであれば、どこの資料にそれが明示されているのか？ これらについて、どのような認識で、成果と課題について精査をしたのか？ 支援の開始についての意見とする。	個別の教育支援計画・個別指導計画の活用については、特別支援教育運営委員会の研修のテーマにも取り上げ、活用を促しております。令和元年度は、個別の教育支援計画・個別指導計画の様式の見直しを図り、年間を通して活用できる書類となるよう改善いたしました。具体的には、年に複数回指導内容を見直す項目を設けることや保護者との面談や校内委員会の記録等を記していくことなどが挙げられます。市として基本の書式を示しており、学校によってさらに工夫して活用しております。特別支援教育コーディネーターからの報告では、主な活用として保護者との面談時に用いて指導内容の確認・共有を行っていることや校内委員会での児童・生徒の情報共有に活用しているとのこと。児童・生徒の評価については、各教員からの情報提供や担任が特別支援教室を利用する際に使っている実態把握表等を利用して児童・生徒の成長の様子を把握するようにしております。 個別の教育支援計画・個別指導計画の作成については、学校と保護者が連携し、共に作成していくことが大切です。通常の学級のみでの支援の範疇であれば作成は必須とはされていないので、学校と保護者が話し合いの中で書類の作成の必要性について共通理解を行っていくことが必要となります。保護者の障害受容に関わる部分もあるため、保護者の気持ちに寄り添った話し合いの中で、障害の有無にかかわらず児童・生徒の共通理解のための資料の作成であるものとして話し合っていけるよう研修等で伝えていきます。
29	P.10	【幼稚園・保育所等への支援体制の充実】	82%がおおむね満足の回答ですが、残り18%は何らかの不満があったのではないのでしょうか。そのことを課題として明記して欲しいです。	取組の成果としましては、概ねご満足をいただいているものと受け止めておりますので、ご理解願います。
30	P.10	保・幼・小連絡会を通して・・・より連携が深まるため、検討の必要があります。	課題に関して、ご指摘の通りであると考えます。しかしながら、福祉分野の児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所の連携に関する記載がないのが残念で気になる場所である。 また、保育所等訪問事業において、直接支援間接支援等の実施がなされることで、より一層の支援の広がりが深まると考える。 福祉分野との連携に関する意見とする。	児童・生徒が利用している施設を総称して関係諸機関という表記をしておりますので、ご理解願います。また、課題にもありますように、関係諸機関との双方向性の連携についても検討していきたいと思っております。
31	P.10	[保幼小・小中連携システムの推進]について	発達障害児は、幼児のころより公的・民間問わず通所福祉サービスを受けていたり、入学後・放課後デイサービス等を利用することも多い。学校生活の開始と共にこれらの福祉サービスの訪問や学校への訪問を双方で行えると児への理解、適切な支援へとつながりやすい。どの民間においても制限を受けることなく、児が関わっているサービス、機関が小中学校へ情報共有し合えたり時には校内で直接支援したり、教員へアドバイスが行えると良い。	
32	P.10	【就学支援シート、就学時健康診断の活用】	第2回東村山市特別支援教育推進計画策定委員会会議録での委員長や委員の発言を拝読して考え、幼保や保護者が多用の中せっかく就学支援シートを作成したにもかかわらず、入学後に児童の実態把握を行った上で支援を開始するのは、いささか違和感を覚えるのは私だけでしょうか？	学校にとって就学支援シートの役割は大きく2点あります。1点目は、対象となる児童が入学する前に学校が支援体制の整備が行えることです。2点目は、対象となる児童に行う指導・支援の内容を事前に把握しておくことで、入学当初から児童が就学前機関で受けていた支援を踏まえた支援を受けることにつながり、安心して学校生活を送ることができるとのことです。その後の指導内容については、個別指導計画へと移行していくものと考えております。
33	P.10	【就学支援シート・就学時健康診断の活用】	次年度に就学を控えた児童の保護者と～とありますが、「児童」と表記する根拠は児童福祉法でしょうか。	ご指摘を受け、「幼児」に変更いたしました。
34	P.11	【教員サポーター制度の充実】 年間配置時間数がこれまでよりも30時間増加しました。そのことにより、特別な教育的ニーズのある児童に対し、より手厚い支援へとつながりました。	各学校への配置時間数を、各年度ごとにまとめた資料をお示しいただかないと、どのように手厚い支援とつながったのか、理解できません。 手厚い支援と記載するのであれば、具体的数字を各学校ごとにお示しください。 記載内容の不足に関する意見とする。	P.23のご意見にも沿えるよう、P.53参考資料11の表に小・中学校への教員サポーターの担当時間数を加筆いたしました。
35	P.11	【教員サポーター制度の充実】	教員サポーターの数が平成26年度より22人と横ばいである。数の増加が見込めない様であれば、内容の充実を図れるよう、教員サポーター向けに研修を実施していただきたい。 教員サポーターへの研修実施への意見とする。	教員サポーターの研修は、年3回連絡会を実施しております。その中で教員サポーターの職務内容や事例検討、情報交換等行い専門性の向上を図ります。
36	P.11	【教員サポーター制度の充実】	教員サポーター同士が会議を行えるよう部会の編成を希望したい。 部会や会議に参加する際は、ボランティアではなく、拘束時間の中で規定をしていただき、会議参加に関しても、給与発生を担保していただきたい。 教員サポーター同士が孤立することのないような制度の充実に関する意見とする。	教員サポーターの連絡会については、活動時間内に行っており、報償の対象となっております。

No.	該当項目		意見	ご意見に対する考え方・対応
37	P.11	【校内委員会の充実】	特別支援教室で上手くいったこと、クラスで上手くやれていること、又はどうしても上手くいかず本人も困っていること等を今よりもっと情報共有し、各児童の特別な支援としてクラスだけではなく、学年及び学校全体で支援を6年間(3年間)続けて受けられるようにできると良い。宿題の内容・量、テストの受け方・教科への参加の仕方・クラスへの説明・クラスの過ごし方・学級活動や行事への参加の仕方等担任が変わるたび確認し合うがその子にとってのベースがきちんと学校全体として共有していれば双方の負担は減り初めての指導からその子に添ったアプローチができるのと思う。	ご指摘のとおりであると考えております。現在、児童・生徒の情報の共有については、個別の教育支援計画・個別指導計画が主なものになっております。これらは、保護者と共に作るものであり、年間を通して活用していくものとして位置付けています。学期の節目や面談時などに指導の見直しを図ると共に、校内委員会や面談の記録としても活用できるようになっており、今後より一層の活用を呼びかけ、担任をはじめ教員や保護者にとって有効な資料となるよう活用を進めていきます。
38	P.11	【校内委員会の充実】 各校の校内委員会で児童・生徒の実態に応じた支援レベルを判断して利用の有無を検討します。	担任の指導力により、児童・生徒の状況も変化する。環境調整や合理的配慮に関して、依頼したとしてもできない場合もある。その年度がそのレベルの状況であったとしても、担任と周囲の児童・生徒が変化することで、刺激が少なくなり穏やかな状態になることもある。 児童・生徒の実態に応じたのくだりに関して、違和感を覚える。レベルをつけること自体が支援という言葉と反する。 支援とは、デジタル大辞泉によると、(スル)力を貸して助けることとある。また、精選版日本国語大辞典によると、活動を容易にするためにささえ助けることとある。 特別支援教室の利用に伴う発達障害のある児童・生徒への支援のレベルではなく、指導レベルである。 本当に支援と考えているか？ 指導ではないか？ 困難さへの対応が可能と記載が、児童に力を貸して助けるという意味からずれている。 支援レベルとの記載への違和感に関する意見とする。	ご指摘いただいた【特別支援教室の利用に伴う発達障害のある児童・生徒への支援のレベル】については、特別支援教室を利用する際の判断基準として東京都教育委員会が示した「特別支援教室の導入ガイドライン」から引用したものでございますので、ご理解をいただければと思います。
39	P.11	【教員サポーター】	○教員サポーターへの研修等どのように行っているか？ ○行った結果どのような効果が得られているか(サポーター本人、周囲、児) ○より手厚い支援へとつながったとあるがそれはどのような情報から評価しているのか？ 以上3点記載してほしい。 教員サポーターは担任教員のサポーター支援という立場であるが直接児童へ関わる以上教育的ニーズのある児童に対しても良いアプローチや児のもつ特性等気づきのある場面に出会うと思う。これらの気づきを担任→教員全体→学校全体で共有し、児への支援へとつながるよう教員サポーターの意見も取り入れられるような環境であることが好ましく、教員サポーターも自信と根拠をもって発信できるよう定期的な研修勉強会への参加を保障してほしい。	教員サポーターの研修は、年3回連絡会を実施しております。その中で教員サポーターの職務内容や事例検討、情報交換等行い専門性の向上を図っております。参加者からは、「他校の教員サポーターと情報交換をすることで、仕事の幅が広がったり、個別の対応の仕方を学んだりすることができた。」等の感想をいただいております。また、学校からは、研修をはじめ経験を重ねるごとに細かいことに気づいていただけるようになり、とても助かっている等の話をうかがっております。以上を踏まえて、記載内容を若干加筆いたしました。
40	P.11	【校内委員会の充実】	レベル1～3は分かりやすい。各1～3において指導実施後どの位の期間で評価はどのように行っているか知りたい。「担任の指導力に左右されることがあり」と一文があるが、実際には担任と児の相性やクラス編成等の外的環境もあるためこの一文は不適切と感じる。この一文から教員の圧力を感じてしまい教育の萎縮につながることを心配してしまった。保護者としては、教員の個性をつぶすことが望ましいのではなく、各教員の個性を發揮しながらもすべての児に対し、必要な支援がなされればよいのでこの様な一文が堂々と記載されていることが非常に残念。指導力にバラつきがあるならそれをカバーできるよう研修や勉強会を担保してほしいし、医師や福祉サービスの提供者、保護者、すべて協力し合える体制づくりを早急にしていただきたい。一人の担任のせいにするような文言は失礼だと思う。	「担任の指導力に左右されることがあり」の部分については、ご指摘いただいたことを考慮して削除し、「児童・生徒の問題とされる行動の程度ではなく、支援レベルを指標として判断することが重要です。」と変更いたしました。
41	P.11	【校内委員会の充実】	「特別支援教室の導入を踏まえた特別な指導や支援を必要とする児童・生徒の支援体制の充実として、定期的に校内委員会が開かれるようになり、児童・生徒の実態把握を行う等、教員間の連携がとられ、情報の共有化が図れるようになりました。」とのことですが、「第三部参考資料」に各校の年度ごとの校内委員会の開催数は載せないのですか？学校によって、開催数が相違するという事はありませんか？	ご指摘のとおり、校内委員会の開催数は学校によって異なります。児童・生徒の情報交換については、日常的に行われており、いわゆる学年会と呼ばれる、当該学年の担任による話し合いの場でも共有されています。そのため、校内委員会については児童・生徒の情報共有の場だけでなく、特別支援教室の利用や転学等の検討の場としても、定期的実施されております。校内委員会の開催数をもって特別支援教育が充実しているとは言い切れない部分もありますので、各校の校内委員会の開催数については記載はしていません。
42	P.11	【校内委員会の充実】	「レベル2」の「校内・外の人的資源等」とは何を指しているのでしょうか？また、その「校内・外の人的資源等」の予算措置はどのようになっているのかを明記願います。	校内の人的資源については、具体的には教員を想定しており、校外の人的資源については、教員サポーター・学習支援員・ボランティア・関係諸機関等を想定しております。なお、校外の人的資源についての予算は、東京都等からの補助を受けながら、原則として教育委員会において措置しております。
43	P.12	【教職員・特別支援教育コーディネーターの資質の向上】	12ページの「教職員・特別支援教育コーディネーターの資質の向上」の課題として「特別支援教育コーディネーター等、特別支援教育に関わる研修を受けた教員が各校で還元研修等を行い、情報の共有ができるような研修会が必要」と明記されているのですが、「第五次実施計画の具体的な展開」の中に「還元研修会等」についての施策がありません。必要なのではないのでしょうか。	市で主催している特別支援教育運営委員会をはじめとする研修会は、基本的に各校の担当者や代表が受講しているため、還元研修については各学校での取組となります。そのために、市教委としては聴講した教員が各学校で還元研修を行いやすくするために研修資料やプレゼンテーションソフトのデータをデータベース化していくことなどの工夫を行っていく予定です。

No.	該当項目		意見	ご意見に対する考え方・対応
44	P.13	4 特別支援学級の充実に向けて	「毎年8月上旬に都立清瀬特別支援学校で三市合同研修会に参加し専門性の向上を行いました。」とありますが、この冊子を始めから読んでいくと三市がどこの市かわからないような気がします。この段階では東村山市と清瀬市はなんとなくわかります。あとのページであとの一市が東久留米市であることが分かりますが、12ページで三市合同研修会の説明をしてもと思いました。文末のは「行いました」より「図りました」の方が分かりやすいと思います。	毎年8月上旬にの後に、「都立清瀬特別支援学校の学区域である清瀬市・東村山市・東久留米市の三市の教員が」と入れます。文末については、ご指摘の通り「行いました」を「図りました」に変更いたしました。
45	P.13	【都立特別支援学校との連携】	「保護者を対象にした進路指導等を実施」という文言に違和感があります。進路指導の対象が保護者というのはおかしくないですか。「進路相談」ではないですか。	「保護者を対象にした進路指導等を実施しています。」という表記を、「保護者を対象に進路状況等の情報提供等をしています。」に変更いたしました。
46	P.13		保護者を対象とした場合は指導という記載は違和感を感じる。教員は保護者へ進路の指導をしているという認識なのであろうか？進路指導という記載に関する意見とする。	
47	P.13	注釈 ²³ 自閉症・情緒障害特別支援学級	「情緒障害児」とはどういう子どもを指すのでしょうか。発達障害児との違いを明確にするためにも定義が必要だと思います。	ご指摘のとおり、「情緒障害」の注釈がないため、ご指摘いただいた文面を参考に以下の文を注釈に入れました。 情緒障害の教育的定義に当てはまる症状として、教育の場で用いられる情緒障害にあてはまる具体例としては、主に選択性緘黙(かんもく)が挙げられる。
48	P.13	情緒障害児	情緒障害に関して説明が不足している。情緒障害に関する定義の説明が必要と考える。状況に合わない感情・気分が持続し、不適切な行動が引き起こされ、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態をいうと、平成25年教育支援資料Ⅶ 情緒障害 文部科学省HPにある。情緒障害の教育的定義に当てはまる症状として、教育の場で用いられる情緒障害にあてはまる症状の具体例としては、主に選択性緘黙(かんもく)を指し、その他、集団行動・社会的行動をしない、引きこもり、不登校、指しゃぶりや爪かみなどの癖、常同行動、離席、反社会的行動、性的逸脱行動、自傷行為をあげている。教育的定義における情緒障害と発達障害の関係については、文部科学省では、情緒障害は心理的な要因から生じる後天的な問題であり、先天的な問題から生じる発達障害とは違うものと定義している。一方で、厚生労働省の情緒障害児の定義は、情緒障害児とは、家庭、学校、近隣等での人間関係のゆがみによって、感情生活に支障をきたし、社会適応が困難になった児童をいう。厚生白書(昭和53年版)とある。情緒障害の福祉的定義に当てはまる行動や状態は、不登校、引きこもり、かん黙、軽度の非行、チック、発達障害による二次障害、虐待により心理的に傷ついた状態などである。厚生白書(昭和43年版)第3章社会福祉 厚生労働省HP。情緒障害児に関する説明への意見とする。	
49	P.13	【特別支援教室の開設】について	「巡回指導教員の経験がある教員が少ない」とあるが指摘通りだと思う。熱心な先生方が多いので安心しているが、その一方でクラスで困っている子は、特別支援教室で見てもらえれば良いという流れになっていないか、振り返ってほしい。特別支援教室では個別支援計画に沿って適切な指導支援が行われるというメリットはあるが、2時間クラスを抜けることでクラスの学級活動に参加できなかったり宿題が増えたりテストを別の時間にやらなければならないといったデメリットも小さいことだがある。保護者として願うのは特別支援教室で受けられるような配慮が日常的にクラス学校全体で行われること。社会全体で行われるようになること。そのためにも巡回指導教員の知識とスキルを担任の先生方も学んでほしいし、巡回指導教員も何年も固定されることなく一担任として校内内部から良い影響を与えられるような教員にとっても個性ある児との関わりをもてるようにしてほしい。	ご指摘のとおり、「特別支援教室で受けられるような配慮が日常的にクラス学校全体で行われること。」が特別支援教室の指導における教員間の連携に当たる部分だと考えております。そのため、特別支援教育運営委員会では連携をテーマに研修を実施しており、経験年数の浅い教員に対しては、特別支援教育運営委員会の担任会の中で1～3年目くらいまでの教員を対象とした研修会を別の実施するなどして専門性の向上に努めております。
50	P.13 P.24	【特別支援教室の開設】 施策4 特別支援教室の充実	13ページの「特別支援教室の開設」の課題として「巡回指導教員の経験がある教員が少なく、新規採用教員や通常の学級から異動してくる教員を対象とした研修会が必要」と明記してあるのですが、24ページの「特別支援教室の充実」には、この課題解決に当たる施策がありません。必要なのではないでしょうか。	巡回指導教員の育成については、特別支援教育運営委員会担任会で実施しております。P20【特別支援教育担任会における専門性の向上】の具体的な取組の欄に「また、巡回指導教員の経験が浅い教員の育成に力を入れていきます。」と加筆いたしました。
51	P.14	5 教育環境の整備に向けて	具体的には、全面の黒板周辺には必要最低限の掲示物にすることや…とありますが、黒板の全面及びその周辺という意味ととらえてよろしいでしょうか。または黒板周辺 ※43ページに関連	「全面」ではなく、「前面」の変換ミスのため、分かりやすい表記として「正面」に変更いたしました。

No.	該当項目		意見	ご意見に対する考え方・対応
52	P.14	支援員配置制度の整備	事業委託制度について、市のHP上でも、冊子等でも周知がみられない。どのような制度であるか、市民へ周知が必要であると考え。創設に関してしか成果に関しての記載がない。利用実績の報告、問い合わせ実数等の報告も必要と考える。介助事業委託制度に関しての成果の報告への意見とする。	介助事業委託制度につきましては、P44に記載のとおり、まだ創設したばかりの制度でございますので、今後リーフレット等での周知について検討してまいります。
53	P.14	支援員配置制度の整備	東村山市立学校支援員配置費用に関する補助金についてと市が人材を配置する介助事業委託制度についての説明がない。説明の必要性に関する意見とする。	
54	P.14	【支援員配置制度の整備】	支援員の質を問わなくてよいのでしょうか？特別支援教育の支援員としては、力量不足の方もいますので。	
55	P.14	26 GIGAスクール構想	「GIGAスクール構想」の説明にある「1人1人」という表記、計画案ではすべて「一人一人」となっているため、こちらに変えた方がよいと思います。	ご指摘のように「一人一人」に変更いたしました。
56	P.18	特別支援教育運営委員会の充実 【特別支援教育運営委員会の組織・構成の見直し】	部会が年に何回開催されたかについての記載がない。	部会の開催回数については年度ごとに差があるため、P18の表に各部会の人数と概ねの回数を記載いたしました。
57	P.18	具体的な取組	各部会も大事ではあるが、発達障害のある児童は保健室を利用する頻度が高いので、養護教諭が部会での情報共有に必要ではないかと考える。また、教員サポーターの部会の組織化も要望する。部会の参加者と教員サポーター部会編成への意見とする。	特別支援教育部会では、各校の特別支援教育コーディネーターが学校の代表として部会に出席し、自校に情報を持ち帰って還元することとなっております。学校によっては養護教諭が特別支援教育コーディネーターを担っていますが、基本的には養護教諭への情報共有は特別支援教育コーディネーターを通して自校で行うこととしております。教員サポーターについては、年3回連絡会を実施しています。その中で教員サポーターの職務内容や事例検討、情報交換等行い専門性の向上を図っております。
58	P.19	(3) 特別支援教育の理解啓発活動	理解啓発の内容について、過去の研修の内容においても、感覚の過敏や鈍麻に関するものはない。また、服薬をされている児童もいる中で、それぞれの薬の効果や持続時間等、授業時間中の集中力等にも影響を及ぼしている。これらを考慮にいれながらの指導となっているかどうかについて、啓発内容の検討を希望する。啓発の内容についての意見とする。	児童・生徒向けの理解啓発授業の内容では、発達障害の特性や発達障害のある児童・生徒の困り感として、感覚過敏やこだわり、見え方等について研修をしております。教員向けの研修の中では、服薬については、基本的には医師が判断し処方することを前提としたうえで、服薬している児童・生徒の指導の在り方、医療との連携の仕方等について情報共有をしております。
59	P.21	教員の専門性の向上	現状について、回数だけの記載となっている。内容、参加人数についての記載も必要である。教員全員がすべての研修に参加しているとは限らない。できるだけ、全員の参加ができるようなオンラインの活用等についても期待する。現状に関する記載の内容についての意見とする。	特別支援教育運営委員会については、P.18の表の構成員に人数を()で記載いたしました。その他の研修については、学校毎の校内研修などについて、全ての研修会において人数の把握を行っておりません。ご容赦ください。なお、オンラインの活用については、今後検討が必要だと考えております。
60	P.21	(1) 研修会の実施 「課題」	対象の「教員」の範囲には、特別支援教育の教員はもとより、通常クラスの担任、管理職を含むようお願いします。また、そのことを明記願います。	ご指摘いただいたとおり、(1) 研修会の実施の【具体的な取組】の欄に、「研修の参加については、特別支援教育に関わる教員だけでなく、通常の学級の担任や管理職含め多くのかたが参加できるように、会場の規模に応じて可能な限り呼びかけていきます。」の文を加筆いたしました。
61	P.21	(1) 研修会の実施 「課題」	「教員」のみならず、支援員も同様をお願いします。	
62	P.21	(1) 研修会の実施 「課題」	「参加の呼び掛け」で問題ありませんか？	
63	P.21	(2) 専門家チームの巡回相談の活用	「課題」「具体的な取組」のところで「活かされる」「生かしていきます」となっていますが、合わせなくてもよいでしょうか。 (他ページにもあるかもしれませんが)	具体的な取組に記載されている「活かす」を「生かす」に変更し、その他のページについても統一して「生かす」にいたしました。

No.	該当項目		意見	ご意見に対する考え方・対応
64	P.22	個別の教育支援計画と個別指導計画の作成・年間を通した活用	課題について、周知と作成に関してしか記載されていない。活用に関して、各教員がどのようにしているのか、各学校がどのように共有しているのか、について課題がないのか。中学校に関して、各教科担任に共有されているのか。 共有の方法や時期について、各学校で課題はないのか？ 課題についての意見とする。	個別の教育支援計画・個別指導計画は年間を通して活用するものとして周知しております。 主な活用場面としては、個別の教育支援計画は年度が替わる際に新旧の担任間での引継ぎにおいて、入学から現在までの支援履歴や保護者との面談・校内委員会の記録等の共有を主に担っております。個別指導計画は年度内に、保護者と目標の達成状況を確認(年1回以上)して、スモールステップで長期目標の達成を目指すために活用していきます。中学校は専科制であることから、日々の生徒の様子や指導・支援の在り方を共有するために校内委員会及び学年ごとの会議の場で情報共有を行ってまいります。
65	P.23	(3)ユニバーサルデザインの実施	ユニバーサルデザインの実施の課題において、「校内で統一して行うことが大切であるため、教員の異動に伴い定期的に研修会を開き、共通理解を保つ必要があります。教室環境だけでなく、授業におけるユニバーサルデザインにも発展させていきます。」とのことですが、東村山市として計画しているのですから、東村山市として統一的行ったほうがよいのではないですか？	ユニバーサルデザインへの取組については、各校の学校経営計画にも記されており、どの学校でも日常的に行われるものになっております。これらは各校の実態に応じて一定の基準(教室環境等)を決めて統一化をしていくことが望ましいと考えているため、東村山市全体として統一的な基準は必要は無いものと考えております。
66	P.23	(4)教員サポーターの活用	現状の記載について、各学校の何月に何時間配置したのか各年度ごとに記載をしないと、令和元年度の30時間の増加が、いったいどこからの基準となっているのか不明である。 P53 11に追加をして比較できるような表の作成を要望する。 現状の記載についての意見とする。	教員サポーターの担当時間は月ごとではなく、年間担当しております。令和元年度からは、小学校の全校に一律30時間増加し、各校小学校が570時間、中学校が540時間となりました。そのことをP.53 11に追加いたしました。
67	P.23	(4)教員サポーターの活用	現状説明で「小学校において年間配置時間数がこれまでよりも30時間増加しました」と明記してあります。であるならば、令和5年度までの具体的な数値目標として年間配置時間数を明示した方がよいのではないのでしょうか。	
68	P.23	(4)教員サポーターの活用	教員サポーターの活用について、「第三部参考資料」から「1.東村山市立小・中学校特別支援学級の児童・生徒数の変遷」での増加傾向にあるのに対して、53ページの「11.教員サポーター人数」との平成27年度から令和2年度まで人数は22人のままであり、令和元年度から30時間増加しても足りないのではないかと推察されます。にもかかわらず、課題において、その点を記載していないのはなぜでしょうか？	教員サポーターにつきましては、平成27年度より市内全校に配置をしており、計画に記載のとおり小学校においては年間配置時数を拡充したことから、現段階では一定充足しているものと考えております。
69	P.24	施策4 特別支援教室の充実	(1)拠点校を中心とした巡回指導システムの見直し【発展】 中学校では、7校を1校で●巡回指導を実施しています。とありますが、●部分に「巡回指導教員が」と入れてもよいかと。 「具体的な取組」のところ 「定期的に個別指導計画の見直しを行い、」とありますが、だれが見直しを行うのでしょうか。	ご指摘の通り●部分に「巡回指導教員が」を入れました。 「また、●定期的に個別指導計画を見直し、～」の文の●部分に、「教員と保護者が連携して」と加筆いたしました。
70	P.24	施策4 特別支援教室の充実 課題 各グループの利用児童・生徒数や障害種別に応じて・・・	市のHPとリーフレットには、けやき教室の対象となる児童に関して「障害」という文言は記載されていない。アーチのリーフレットには記載がされているが、けやき教室に関しては、障害と診断されている児童が対象ではないので、障害種別に応じてという記載は違和感を感じる。大雑把にくくっており、雑である。 障害種別という記載についての意見とする。	今後、広報活動及びリーフレットの内容の見直しを行ってまいります。
71	P.24	施策4 特別支援教室の充実 (1)拠点校を中心とした巡回システムの見直し【発展】 現状	多くの児童・生徒が週2時間程度の指導と記載がある。P48,49,50に各学校の生徒数の記載があるが、時間が掲載されていない。各学校の各学年の時間数についても記載をしないと、指導時間の課題に関してどのように指導時間数を確保するのかが明確になりにくい。また、次の計画を策定するときに指導時間を十分確保できたのかについての評価もしにくい。具体的な取組に指導時間の調整が記載されているのであるから、現状の時間数についての記載を要望する。 現状の時間数の記載に関する意見とする。	P48,49,50に記載してある児童・生徒数で、主な指導形態が1対1の指導となると、大多数の児童・生徒の指導時間数が週2時間程度であるということが現状です。今後、特別支援教室の利用児童・生徒増加やの実態に応じて指導時間数を増やすことを考える場合、指導形態の見直しを図り、小集団での指導場を増やすことや教室数を確保することが課題として挙げられます。
72	P.24	施策4特別支援教室の充実について	週2時間程度授業を受けているとあるが、適切な時間=与えられる時間ではないことを認識し続けてほしい。情緒障害固定学級が開設になるが、今与えられている2時間を超えての指導が必要となるから固定学級へという安易な流れにならないよう意識し続けてほしい	自閉症・情緒障害特別支援学級への入級に際しては、安易に特別支援教室での指導時間数だけで判断するのではなく、知的障害や自閉症スペクトラムの程度や在籍学級での適応具合、医師等の専門家の意見等の情報も含め総合的に判断しております。
73	P.24	(2)校内委員会における実態把握の在り方【発展】	課題に保護者と連携してとある。具体的にはどのようなことを連携と考えているのかが記載されていない。校内委員会に保護者の傍聴を許可するのか、校内委員会の議事録を保護者へ渡すことができるのか、現状の不透明さをどこまで保護者へ開示していくのかについて、連携という文言だけではなく、具体的な情報共有の内容の記載を強く要望する。 保護者の連携、保護者への情報共有に関する意見とする。	保護者との連携については、個別の教育支援計画・個別指導計画の作成・活用を学校と保護者が共に実施していくことだと考えております。保護者が不安に思うことや疑問な点については、日常的に学校へ確認していただくことが最善だと考えます。そのようなやり取りの中で、共通理解及び信頼関係を築いていくことが必要だと考えます。よって、具体的な情報の内容は個々に異なるためこのような記載をしております。

No.	該当項目		意見	ご意見に対する考え方・対応
74	P.24	(2) 校内委員会における実態把握の在り方【発展】	課題の科学的な根拠のあるアセスメント・医療・専門家の助言について、具体的にはいつどのような方法で得るのが不明なので明記されるとよいです。第三者機関の窓口を用意できるかもあわせて検討する陳情が採択されていますが、第三者機関の窓口を計画に明記していただきたいです。	ご指摘いただいたように、科学的な根拠のあるアセスメントの後に、(標準化された個別式の知能検査や発達検査など)を加筆いたします。なお、第三者機関につきましては、東京都教育委員会においては、学校と保護者の間で生じた問題についての第三者機関としての相談窓口として「学校問題解決サポートセンター」が既に設置されています。そのことを踏まえ、策定委員会でも陳情の内容を検討した結果、東村山市単独として設置する必要はないものと考えております。
75	P.24 P.25	特別支援教室の充実 (2) 校内委員会における実態把握の在り方【発展】 (3) 計画的な指導と保護者との連携【発展】	どちらにも「目標達成」の言葉が出てきます。「すべての子供たちが豊かにくらすことのできる社会を実現するためにある」のが特別支援教育であり、「社会的自立をはかることのできる力、地域の一員として生きていける力を培うことが目的」と第5次計画に書いている通りに解釈をすれば、目標達成を当事者である子だけに求めるのではなく、合理的配慮や、ともに生きる社会を実現することの方がより重要です。目標達成のみを個別の指導計画の中で強調しすぎると、自立できないことを本人の問題ととらえてしまう弊害を生みかねません。子どもの力を信じ、その子のペースで成長できるような特別支援教育に向けてぜひ担当の皆さんには頑張ってくださいたいです。	ご指摘のとおり、目標達成を当事者である児童・生徒だけに求めるのではなく、合理的配慮や、ともに生きる社会を実現することの方がより重要です。特別支援教室では「自立活動」の指導を行います。自立活動は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うことを目標とされています。目標達成の課程においては、学校での組織的な支援を始め、合理的配慮、巡回指導教員・在籍学級担任による具体的な支援があつてのことと考えております。従って、特別支援教室を利用する児童・生徒の目標設定については、スモールステップで「〇〇の支援を行うことで△△ができる。」というように考え、児童・生徒の努力に委ねるものではなく、指導者側の計画的な指導を必要とするものとして捉えております。
76	P.25	(3) 計画的な指導と保護者との連携【発展】	「具体的な取組」 内容によっては、東京都と連携しながら保護者と学校が適切に連携できるように努めて参ります。文末が他は「いきます。」とかのように思いますが。	ご指摘の通り、文末を「努めていきます。」へ変更いたしました。
77	P.25	(3) 計画的な指導と保護者との連携【発展】	1. 現状では「利用児童・生徒の数が増え、1対1での指導を行うには、指導場所や指導時間の確保が困難になっています。」となっていますが、利用児童・生徒の数が増えたのであれば、「課題」として場所や教員の確保を挙げないのはなぜですか？	児童・生徒数に対する教員の定数については、特別支援教室は児童・生徒10名に対して巡回指導教員が1名配置されます。令和2年度の小学校特別支援教室を例にすると、特別支援教室を利用している児童数の小計は289人に対して教員数は29人配置されています。一方、年度の途中で児童・生徒数が定員数を超えても教員数は変わらないことから、5月1日以降、定期的に特別支援教室の利用者が増えていくことに対して指導方法や指導場所・時間の確保をどのように行っていくかを課題と捉えております。そこで具体的な取組として、児童・生徒が特別支援教室での指導目標を達成し、通常の学級の支援のみで学校生活を送れるようにすること(特別支援教室の利用の終了)や、児童・生徒が、短期目標を達成していくにしたがって1対1の指導から少人数でのグループ指導へ移行していくことなど指導の工夫を行っていく必要があるものと考えております。
78	P.25	(3) 計画的な指導と保護者との連携【発展】	2. 本当に必要なならば、東村山市教育委員会だけでは困難でしょうから、市長部局や東京都教育委員会に相談・交渉すべきではないですか？それとも、必要ではないという認識でしょうか？	
79	P.25	(3) 計画的な指導と保護者との連携【発展】	3. もしかして、相談・交渉できないから、利用児童・生徒数を調整しているのですか？	
80	P.25	(3) 計画的な指導と保護者との連携【発展】	4. 十分な教員数が確保できていないから、第2回東村山市特別支援教育推進計画策定委員会会議録での委員の発言のように、先生が忙しく、十分に相談等にに応じてもらえていないという話が出るのではないですか？	
81	P.25	(3) 計画的な指導と保護者との連携【発展】	同記録には、学校・市教育委員会の対応に困っている保護者の話があるが、第3回東村山市特別支援教育推進計画策定委員会「第三者機関の窓口を用意できるかもあわせて検討すること」が説明されたが、「第三者機関の窓口」は本当に必要ないのですか？	東京都教育委員会においては、学校と保護者の間で生じた問題についての、第三者機関としての相談窓口として「学校問題解決サポートセンター」が既に設置されていますので、東村山市単独として設置する必要はないものと考えております。
82	P.25	(3) 計画的な指導と保護者との連携【発展】	市教育委員会は「第三者機関の窓口」は、教育の問題であるから、その役割は市教育委員会が担うものとの見解を示しましたが、そうであるならば、この計画に、その役割は市教育委員会であると明記し、困っている保護者・児童・生徒にしっかり対応すべきです。	ご指摘の点につきましては、【具体的な取組】の項目における「必要に応じて教育委員会が学校との調整等を行い」と記載させていただいておりますので、ご理解願います。
83	P.25	(3) 計画的な指導と保護者との連携【発展】	課題の中で通常級での適応を高めていくとあるが指導支援したからと効果がすぐ現れるとは限らない。児のもつ特性、感覚のズレは持って生まれたものであり生涯消えることはない。ゆえに障害。個別的な計画に基づき指導支援をすることは、あくまでもその児がもつ困り感をへらしたり困った場面でやりすごしたり上手くやれるような手段を教えるだけのこと。クラスで適応できたからといって特性がなくなったわけではない。短期間での効果を期待したり適応時間がのびたからといってクラスで過ごすことを強いられたりすることは非常に危険と感じる。各校に特別支援教室ができたことの最大のメリットは、特性のある児が特性のない児の目前で支援を受けられることだと感じている。双方の理解が深まるからだ。理解から良い環境づくりへとつながり特性のある児の落ち着きや安心感とつながる。それを全て、児への指導が学級への適応を促すというような記載となると、特別支援教室が矯正のための教室となるのではと心配している。	特別支援教室の指導内容が自立活動であることから、基本的には児童・生徒が障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うことが目標となります。しかし、在籍学級での適応は当該の児童・生徒自身だけの問題ではなく、教室内の刺激量の調整を行うことや周囲の児童・生徒との調和の中で互いに理解を深めること等が、困り感の軽減に大きく影響するものと考えます。ご指摘いただいたように、特別支援教室の最大のメリットは、児童・生徒が自分の学校内で特別な指導を受けることができるようになったことであり、教員においても巡回指導教員と在籍学級の担任が情報共有をしやすくなったことが挙げられます。ユニバーサルデザインに記されている、「お互いを認め合う工夫」に見られるように、理解のある学級づくりを行うためにも、巡回指導教員と通常の学級の担任とが密に連携を取り合い組織的に指導できる支援体制を整えることが重要だと考えております。
84	P.25	(3) 計画的な指導と保護者との連携	現状、個別指導計画・個別の教育支援計画が各学校どの程度策定されているか数値の記載がない。小学校から中学校へ引き継がれたかについての記載がない。「切れ目ない」を考えるのであれば、引き継がれているかについては大事な点であると考え。計画策定の現状の数値の記載に関する意見とする。	個別の教育支援計画・個別指導計画の作成については、特別支援学級に在籍する児童・生徒と特別支援教室を利用している児童・生徒については作成必須となっているため、児童・生徒数とご理解ください。通常の学級に在籍する児童・生徒については、保護者との連携を基に必要なに応じて作成しています。小学校から中学校への引継ぎについては、小学校6年生の保護者の合意を基に毎年各校の担当が行ってまいります。

No.	該当項目		意見	ご意見に対する考え方・対応
85	P.25	(3) 計画的な指導と保護者との連携【発展】	現状について、1対1での指導を行うには、指導場所や指導時間の確保が困難と書いてあります。児童生徒数は増加傾向で、ニーズが高まっているのであれば、新たな場所の整備、指導員の確保が必要だと考えます。特別支援はとても大事な事業です。決められた枠内に定員を収める努力ではなく、必要な人に必要な支援が行き届くように拡充していただきたいと考えます。	児童・生徒数に対する教員の定数については、特別支援教室は児童・生徒10名に対して巡回指導教員が1名配置されます。令和2年度の小学校特別支援教室を例にすると、特別支援教室を利用している児童数の小計は289人に対して教員数は29人配置されております。一方、年度の途中で児童・生徒数が定員数を超えても教員数は変わらないことから、5月1日以降、定期的に特別支援教室の利用者が増えていくことに対して指導方法や指導場所・時間の確保をどのように行っていくかを課題と捉えております。 そこで具体的な取組として、児童・生徒が特別支援教室での指導目標を達成し、通常の学級の支援のみで学校生活を送れるようにすること(特別支援教室の利用の終了)や、児童・生徒が、短期目標を達成していくにしたがって1対1の指導から少人数でのグループ指導へ移行していくことなど指導の工夫を行っていく必要があるものと考えております。
86	P.26	(1) 社会的自立に向けた進路指導の実施【発展】	具体的な取組 ～教科等の年間指導計画の作成・実施をします。 下線部「を」を取ってもよいかと。	ご指摘の通り「を」を取って、文末を「作成・実施します。」へ変更いたしました。
87	P.26	施策5 特別支援学級における支援体制の充実	現状のキャリア教育について、せっかく9年間の系統性のある教育を行うことを必要と感じて、具体的な取組を実施するのであれば、これら実施した内容や評価について、次の進路先である、高等学校や高等部への引継ぎができるような情報共有についても考えていただきたい。 支援の連続性に関する意見とする。	今後の参考とさせていただきます。
88	P.26	(2) 小学校自閉症・情緒障害特別支援学級における指導の充実	小学校自閉症・情緒障害特別支援学級の児童は、放課後等デイサービスや保育所等訪問事業等の福祉サービスの利用をしていることも考えられる。安心して学べる環境づくりに福祉分野との連携が必要となると考える。あわせて、こども相談室の相談員とも連携が必要となると考える。 安心して学べる環境づくりに関しての意見とする。	ご指摘のとおり、放課後等デイサービスや保育所等訪問事業等の福祉サービスについても、関係諸機関として連携していきたいと考えております。
89	P.27	(3) 中学校自閉症・情緒障害特別支援学級の開設及び運営【発展】	課題 市民に広く周知し、入級の必要がある生徒が利用できるように啓発活動を行います。とありますが、これは対策でしょうか。	ご指摘の点を踏まえ「市民に広く周知し、入級の必要がある生徒が利用できるように啓発活動を行う必要があります。また、先行して実施する小学校の成果と課題をまとめ、教育課程や年間指導計画等の準備をしていく必要があります。」に変更いたしました。
90	P.27	(3) 中学校自閉症・情緒障害特別支援学級の開設及び運営【発展】	アーチ教室のリーフレットには「特別支援教室で行う指導とは… 通常の学級に在籍する知的障害のない発達障害等(高機能自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害、学習障害等)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする生徒に対し、障害の状態に応じて「自立活動」の指導を行うものです」とある。 アーチ教室の開校の際は、担任から該当児童と思われる児童へチラシを手渡しして、保護者へ渡すようにしていた。障害の有無に関して、担任に周知をしていないにも関わらず、担任の視点でチラシの配布がなされた。アーチ教室に関しては知的障害のない発達障害等の記載があり、これらの診断に関しては教育の現場の人間が診断できるものでは決していない。にもかかわらず、担任から手渡しをしたことに関して、行き過ぎた行為であると心の底から抗議する。 しかも児童に手渡しをしたことで、他児は渡されていないにも関わらず、自分だけ手渡されたと感じた児童もいる。また、チラシの内容を児童本人が読むことができる状態であって、少なからずショックをうけている状況を、心理職のいない場で実施されたことが配慮を欠いている。 「市民に広く周知し」とあるが、周知の方法に関しては、重々配慮を求める。 周知の方法に関する意見とする。	ご意見として受け止めさせていただき、配慮してまいります。

No.	該当項目		意見	ご意見に対する考え方・対応
91	P.28	施策1 子ども相談室と関係諸機関の連携	<p>ガイドラインの策定により、ガイドライン以外の相談を受け付けなくなる。相談を限定することが支援とはならない。子ども相談室に関していえば、18歳まで利用ができ、義務教育終了の教育分野とは違った連携も大事である。教員と保育士と話し合いを行っている現状であるが、子どもの一生を見据えて、継続した相談ができる機関なのにもかかわらず、義務教育までの教育分野との連携ばかりを記載している。このようなガイドラインを策定することで、相談しにくい保護者がさらに増えていく。そもそも、子ども相談室に相談をして、途中で相談にこなくなった家庭が、のちに思春期において重大な局面をおかしていることが多々ある。発達障害の疑いや診断をされていて、相談をやめた家庭へのフォローなどなく孤立をしているのである。自分たちの相談にのりやすいことのみを相談を限局していくことで、保護者の相談場所の不足と行政への不信を募らせていく。障害のある児童を育てる保護者は、本当に何度も行政の窓口のたらい回し経験をするようになる。縦割り行政であるから、仕方がないのであるが、相談にのれないことではなく、話しを聞くことが大事なのである。子ども相談室の主訴別相談件数の第1位が発達障害の疑いである。どのように診断をされるのか、診断されたらどうなるのか、福祉サービスを利用すれば治るのか、病院にいけば、なにか変わるのか、といった不安のなかで過ごしている保護者に、わかりにくい特別支援教室、固定学級、通級指導学級、自閉症・情緒障害特別支援学級ができてきているのである。しかも自閉・情緒障害特別支援学級については医師の診断書により「知的の遅れのない」という診断と、WISCIVの検査結果の提出を必須としており、これらの知識がなく不安な保護者が、同じ行政の中の相談機関に様々な相談を持ち込むことは当然である。</p> <p>相談にのれなくても、窓口のような冷徹な対応ではなく、丁寧に相談室でおきあって話しを聞いてくれるということが、保護者の安心材料となるのである。相談にいく保護者は、発達障害の疑いを教育現場や周囲の保護者に言われていることが想定され打ちひしがれている。教育現場の不信が行政への不信にすりかわることもあるのである。自閉症・情緒障害特別支援学級に関しては、電話口でけんもほろろに面談すらしてもらえなかった保護者もあり、さらなる不信をまねいていた。それら不信に対しても、相談する保護者の相談の仕方が悪いのだといわんばかりであり、ガイドラインにかいてあること以外は来ないでくださいといたいがための体制づくりとを感じる。11年前から市内の発達障害の親の相談を受けてきているが、本当に理解啓発がすすんでいるのか甚だ常に疑問に感じており、発達障害という言語の浸透はしたもの、偏見と差別はなくなることはない。子ども相談室の考える保護者の期待したとおりの相談、支援とは何なのか？相談というのは入り口は広くし様々な相談内容でも来所したことや相談をして話しをきいてもらったことを大事な経験とし、18歳まで途切れさせずに相談を継続させていく姿勢が重要なのではないか。18歳以降も福祉へつなげていけるような体制にしていくことが、支援なのではないか。日ごろから、相談員はよく相談にのっていると思う。だからこそ、保護者の話しに傾けていただき、役割の押し付けとならないようにしていただきたい。相談室への希望の意見とする。</p>	<p>ご指摘のとおり、子ども相談室への相談を限定することがないよう配慮し、多くの市民が利用できるように情報発信を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。</p>
92	P.28	子ども相談員の資質向上	<p>「第三部参考資料」の51ページ「5.子ども相談室 相談実施状況」を見ると、平成29年度から令和元年度の相談延べ回数は6200回から6400回の間であるが、年々新規受付ケースが減っています。これは、実際には、新規受付ができていないこと、つまり、相談員の数が不足していることを意味しているのではないですか？質の向上だけではなく、相談員の増員も必要なのではないですか？</p>	<p>子ども相談室へのご相談については予約を基本としているため、相談員不足により相談新規受付をお断りしているということはありません。また、相談業務は、一回の相談で終わらないよう継続的に相談を重ねていくことを基本としております。そのことから、新規の相談件数が減っている要因としては、少子化等による影響や保護者と関係諸機関との連携に伴い、子ども相談室以外の機関で相談を受けるケースが増えていることもあるのではないかと考えております。</p>
93	P.29	(3) 特別な支援を必要とする児童・生徒への不登校支援	<p>不登校の定義を明示してください。</p>	<p>文部科学省においては、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義していますので、P.29下段に注釈を設けました。</p>
94	P.29	(3) 特別な支援を必要とする児童・生徒への不登校支援	<p>市内の小学校と中学校の不登校の人数の推移を明示してください。</p>	<p>P.29に、希望学級の利用者数の推移を記載いたしました。</p>

No.	該当項目		意見	ご意見に対する考え方・対応
95	P.29	(3) 特別な支援を必要とする児童・生徒への不登校支援	<p>希望学級に継続して通っている小学校と中学校の人数の推移を明示してください。</p> <p>不登校の児童がすべて希望学級につながっているということではないと思われる。インターネット等を利用した自宅学習や課題の取り組みに関して、各学校ごとに対応の差が生じたり、希望学級につながっている児童と不登校の児童との差が生じることはないように、自宅学習の周知と方法について考えていただきたい。</p> <p>以上3点不登校に関する意見とする。</p>	<p>本計画は不登校に特化した計画ではないことから、希望学級を利用している全ての児童・生徒を対象とした人数の推移については真意を捉えた情報とはならないと考え、記載は控えさせていただきます。</p> <p>東京都では、特別支援教室の利用については、不登校の状態にある児童・生徒は利用対象ではないとされており。しかし、主として心理的な要因により、社会的適応が困難となり、社会生活や学校生活で支障が認められ、かつ、不登校の状態が軽度の場合には通級による指導の対象になるとされており。このことから、不登校傾向またはその状態になった児童・生徒に対しては、その要因を慎重に協議するとともに、インターネットを活用した支援を行うことは非常に重要なことだと考えております。いただいたご意見については、不登校対策委員会やGIGAスクール構想と連携して取り組んでまいります。</p>
96	P.29	(3) 特別な支援を必要とする児童・生徒への不登校支援	<p>課題について</p> <p>インターネットを利用した学習機会の急務とあるが、その通りで市内の希望学級でもハードルが高いと感じ、通学できないことがある。早急に整備してほしい。また、希望学級では国数英の教科中心だが特別な支援を要する児・生徒にはこだわり、興味などにより、それ以外の社会、理科、音楽、図工等に興味を持つ子ども多い。教科をしぼらず興味のある所から居場所を作れるようより柔軟な対応をお願いしたい。また、学習の機会だけではなく、余暇活動も不登校児にとっては非常に重要だと保護者として経験し、理解している。不登校児でも部活や趣味などで集える機会、仲間づくりができる場を(e-スポーツ、カードゲーム、ボードゲーム等)市内に提供できると良い(各中学校でもよい)そこで保護者もつながりを持てれば、不登校=孤独となるのを防げるのではと思う。</p>	<p>ご指摘の内容については、特別支援教育だけでなくGIGAスクール構想へ向けての取組や不登校対策と連携して進めてまいります。</p>
97	P.30	(1) 就学相談の市民への周知	<p>就学相談に関しては、相談というよりは裁きと感じていた。子どもの行動を観察されたあとに判定が紙面により渡されることを考えても、相談といえるのであろうかと考える。中学の就学相談に関しては、本人の面談のときに配慮に欠けたことも多く、相談という名称がついていることに違和感を感じている。</p> <p>本当に相談なのであろうか？</p> <p>子ども相談室が「保護者の期待した通りに相談・支援を受けられない」ことを課題として役割の明示等のガイドラインを策定するのだから、保護者の期待通りの就学相談の実施を相談内容としているのであろうか？</p> <p>期待した通りの相談支援のために子ども相談室のガイドラインを策定するのだから、就学相談もすべての保護者の期待した通りの相談となると明示して周知をしていただきたい。</p> <p>本当に特別な教育的ニーズのある幼児・生徒やその保護者が安心して生活できる支援体制の整備のために現在の就学相談が機能をしていると、東村山市教育委員会はいえるのだろうか。</p> <p>就学相談の名称に関しての意見とする。</p>	<p>東京都教育委員会では、区市町村教育委員会における就学相談について次のように示しております。「市区町村教育委員会においては、就学先の決定にあたって、児童・生徒等の可能性を最大限に伸長する教育が行われることを前提に、本人・保護者の意見を可能な限り尊重いたします。ただし、保護者の意見と児童・生徒等の教育的ニーズは、異なることもあり得ることに留意しなければなりません。そのため、就学支援委員会等における調査・審議の内容及び判断結果については、分かりやすく適切な方法で保護者へ伝えることなど、就学支援委員会等における調査・審議のプロセスの透明性の確保と保護者等に対する十分な説明を行うことが大切です。」</p> <p>これらを受けて、東村山市では、保護者の気持ちに寄り添って幼児・児童の進路について相談を受けることを大切にしております。就学先の判断については、医師の診断を含めた専門家の意見、発達検査の結果、本人・保護者の希望、幼児・児童の行動観察等をもとに総合的に捉え、就学支援委員会の判断として書面にて保護者へ伝えております。保護者の意向と異なる場合には、更なる相談を行った上で、最終的には保護者に就学先の決定をしていただきます。また、就学相談の時期だけでなく、就学後についても引き続き相談を受けながら児童・生徒が自分の居場所として充実した学校生活が送れるよう、インクルーシブ教育の実現に向けた相談を今後も行ってまいります。</p>
98	P.30	(2) 就学相談担当者の資質向上	<p>研修をすれば、就学相談の担当になる教員は本当に進路に関して悩んでいる保護者に寄り添えるというのか？</p> <p>寄り添った相談とは、どんなことを具体的にさすのか？</p> <p>この研修は時代の情勢や保護者の思いに寄り添った相談ができるようになるための研修なのか？</p> <p>この取り組みで実現するのか？</p> <p>寄り添うの定義とはなんなのか？寄り添うは具体的な表現なのか？</p> <p>具体的な取組の内容に関する意見とする。</p>	<p>就学相談の担当教員向けの研修では、行動観察の評価を「できた・できない」ではなく、支援の段階を評価の観点にすることなどを周知しております。また、保護者に寄り添うという点では、保護者の意向を組んだ上で、就学支援委員会の判断に至るまでのプロセス等を分かりやすく伝えるための所見の書き方等の研修を行い、委員間での共有に努めてまいります。</p>
99	P.31	(3) 転学における医療との連携【新規】	<p>就学委員会小委員会にて…就学支援委員会のそのものの説明がどこかであっても…。</p>	<p>東京都教育委員会では、就学相談の基本的な考え方として「障害のある児童・生徒一人一人に応じた適切な教育を保障することを基本理念とする。児童・生徒にとって最もふさわしい教育を行うという視点に立ち、各自治体の判断と責任において適切な就学相談を行う。」としております。また、「判断を行うにあたっては、関係諸機関との連携を密にし、教育学、医学、心理学等の専門家等の意見を聴取したうえで、総合的かつ慎重な判断を行う。」としております。このことに基づき本市においても、様々な専門家等との連携を密にしながら就学相談に取り組んでおります。【現状】の欄に就学支援委員会についての説明を加筆いたしました。</p>

No.	該当項目		意見	ご意見に対する考え方・対応
100	P.31	(3) 転学における医療との連携【新規】	<p>転学した後に医師からケアを含めた指導方法や環境への助言というならわかるのであるが、転学等の必要性の検討のために医師から助言をうけるというのは、行政や教員側からの視点である。医師の判断があるのだから、通常学級からの転学をせまることができるようになると、まだ診断をされていない児童も保護者も極めてショックをうける結果になる。</p> <p>このショックをうけたことに対してのケアというのは、子ども相談室の相談員が受け皿となるのか？ 就学相談との違いをガイドラインに記載するのであるから、受け皿となりえないのではないだろうか？</p> <p>現状困り感のある児童の支えとなるように、医療との連携をするということであれば、とても頼りになるのであるが、転学の必要性の検討のために医師から助言を得ることが具体的取組という計画に、本当に本当に心から悲しくなった。</p> <p>出来得るなら、転学における医療との連携ではなく、共生に向けた医療との連携となるような連携を要望する。</p> <p>せめて、転学におけるという記載方法だけでもなんとかならないのだろうか。</p> <p>転学における医療との連携に関する意見とする。</p>	<p>従来は転学における医師の意見については、既に医療と連携ができていない幼児・児童のかかりつけの医師からの意見でした。本取組は、医療に繋がっていない幼児・児童に対しても医師からの助言を得るために第五次実施計画から新規に取り入れた取組です。これは、診断を受けていない児童・生徒への診断を担っているというよりは、あくまでも適切な学びの場を決めるための助言として意見をいただくという趣旨となっております。そのため、ご指摘いただいた「転学の必要性を」の文言については誤解を生じることが考えられるので削除し、文面を変更いたしました。</p>
101	P.32	施策3 就学前機関への訪問相談の充実	<p>効果的な活用方法とあるが、何をもってして効果としてののか。</p> <p>効果に関する根拠を示していただきたい。</p> <p>効果の評価に関する意見とする。</p>	<p>効果的な活用の事例としては、1回のみでの訪問相談で終始するのではなく、複数回実施し指導・支援の効果を検証する等、継続的に訪問相談を活用することが挙げられます。</p> <p>効果的な活用方法の例を【課題】の欄に加筆いたしました。</p>
102	P.33	(1) 保護者・就学前機関への説明会の実施	<p>課題 保護者向け説明会は、一定数の就学支援シートの提出が得られることに繋がるため・・・ →特別支援教育の理解啓発や就学支援シートの提出を求めていくためにも or 児童(幼児)の困り感等の早期対応のため</p> <p>具体的な取組 ～学校に伝えられるように●継続して実施していきます。の文の●の部分に「保護者向け説明会or 保護者・就学前機関への説明会を」と入れた意味として捉えてよろしいでしょうか。</p>	<p>課題 ご指摘いただいたことを参考に、「就学支援シートについては、障害の有無を問わず、保護者の思いや幼児の困り感等への早期対応のために保護者や就学前機関に周知し、ご提出いただくことが必要です。」と変更いたしました。</p> <p>具体的な取組 「～学校に伝えられるように保護者・就学前機関への説明会を継続して実施していきます。」と変更いたしました。</p>
103	P.33	(2) 小学校における就学支援シートの活用	<p>1～2月にかけて教育委員会が就学支援シートを各学校へ引き継いでいます。学校は、次年度の新一年生の学級編成の参考にし、配慮が必要な児童の情報を共有して指導に当たります。また、新年度が始まってからは、提出した保護者と面談を行う際に資料として活用しています。</p> <p>→保・幼・小連携からも保護者が就学前機関と子どもの困り感等を就学支援シートに記入し、入学前に小学校へ提出(教育委員会へは小学校が写しを提出)してもらった方が2ページの〔東村山市第五次総合計画前期基本計画〕施策10「切れ目のない子育て支援」とリンクしてくると思います。</p>	<p>今後の参考にさせていただきます。</p>
104	P.33	施策4 就学支援シートの活用	<p>現状で、10月上旬に保護者向けの説明会を1回とある。</p> <p>具体的な取組として、就学前機関から説明いただくことあるがオンラインや動画配信で対応をしていくことで、より多くの方が説明を聞くことができると考える。</p> <p>説明会のオンライン活用に関する意見とする。</p>	<p>ホームページへの掲載等、インターネットを活用した就学支援シートの説明については、今後検討してまいります。</p>
105	P.33	施策4 就学支援シートの活用	<p>少ない人数の中で、シートの活用は必要だと思いますが、対応できる人数を確保しておくことが何より実施していただきたいことです。先日の特別支援教育推進計画策定委員会でも、現場を見に来てほしいという幼稚園の先生のご発言がありました。顔のみえるつながりをどうつくるかがとても大事な事だと思えます。そのためには、シートをいかに活用するか重点を置くより、人を増やしてもらえないものでしょうか。市全体の予算もあるのは理解いたしますが、私はオリンピックのセレブレーションや副市長を2名体制にすること、庁内の机の入れ替えよりも、担当部署の人員を増やすことを優先することが市民サービスの向上につながると考えています。お忙しい中、業務が多く大変だと思いますが、私も勉強してまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願い致します。</p>	<p>就学支援シートの活用については、対象児が入学する前年度の1～2月に入学予定の学校へ引継ぎがされます。対象となる児童が入学する前に支援の体制を整えておくことや入学後に具体的に支援をしていくことなど、保護者と就学前機関からの情報を多くの場面で活用することができます。もちろんご指摘のように実際の指導場面においては、人員の確保は大切なことですので、ご指摘いただいたことは今後の参考にさせていただきます。</p>
106	P.33	(1) 保護者・就学前機関への説明会の実施	<p>就学支援シートの利用率の目標数値を明記した方が、より成果を測りやすいと考えます。</p>	<p>就学支援シートはそれぞれの児童の実態や記入されている内容量によって活用の頻度は異なることから、提出をされた保護者の方が学校との連携において有効に活用できたと感じていただくことが大切なことだと考えておりますので、目標数値の記載はせず、このままの表記とさせていただきます。</p>

No.	該当項目		意見	ご意見に対する考え方・対応
107	P.33	(2) 小学校における就学支援シートの活用	「第三部参考資料」の49ページ特別支援教室小計において、令和元・2年度ともに小学校一年生が0人となっていることや、令和2年度2年生（令和元年度1年生）は、21人であることから、十分活用されているのか疑問です。	小学校1年生の5月1日現在での利用者が0人の理由については、No2・129のとおりです。特別支援教室の利用については、利用者の数が多いことが十分な活用なのではなく、特別な支援が必要な児童・生徒が適切に活用できているかどうか十分な活用の観点であると考えます。入学前にご提出していただいた就学支援シートについては、クラス編制や支援体制、入学当初の具体的な支援の参考として活用させていただき、そのうえで特別支援教室の利用の検討を行っております。
108	P.33	(2) 小学校における就学支援シートの活用	「課題」においても、「特別な支援を要する児童の場合は、就学支援シートから個別の教育支援計画・個別指導計画の作成し、支援を開始するようにしていく必要があります。」と記載されていますが、それは小学校1年生から対応するという意味なのでしょう？そうであってほしいし、そのように明記をお願いします。	個別の教育支援計画・個別指導計画の作成については、特別支援学級に在籍する児童・生徒と特別支援教室を利用している児童・生徒は必須とされていますが、それ以外の児童・生徒については必要に応じて保護者との連携の中で作成していくものです。小学校入学時に就学支援シートの提出があるということは、障害の有無を問わず何かしらの不安に対する支援を必要としてしているものと捉え、保護者とのかわりの中で個別の教育支援計画・個別指導計画の作成をしていくことが好ましいと考えます。そのようなことから、「小学校入学時に就学支援シートを基に個別の教育支援計画・個別指導計画の作成につなげていく」ことを加筆いたしました。
109	P.33	(2) 小学校における就学支援シートの活用	49ページ特別支援教室小計小学校6年生の人数とそれに対応する50ページ特別支援教室小計中学校1年生の人数を比較すると、中学校1年生の人数が大幅に減っていることから、小中学校の連携においても、同様のシートが必要なのではないかと考えます。	小学校6年生時に特別支援教室を利用している児童については、中学校での特別支援教室の継続の有無を問わず、保護者の同意を得て、個別の教育支援計画・個別指導計画等の資料を引き継ぐことになっております。
110	P.34 P.37	施策5 広報活動の充実 施策3 保護者や地域への特別支援教育の理解啓発	計画案は多角的な視点で練られており優れていると思いました。一点だけ。なるべく早期に子供の良いところを発見し、それを子供の可能性としてはぐくむ場所、展示、広報などがよいと思います。子供たちは、その心の純粋性があることが多いです。精密なところ（数字、キャラクター、外国語の細部）を職人気質的にこだわったり、自分独自の発想（独自のプログラミング思考）がとてもユニークかと思えます。問題点の補強プラス本人のよさを強みとして可視化し、なにか一つ光るものを持っていることがわかると、本人もご家族も希望になり、特別支援教育の理解啓発がリアルに進むかと思えます。その実践のユニークさが、いのちや人権教育を重視する東村山モデルになるとおもいます。	特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒の指導を行う際には、対象となる幼児・児童・生徒が苦手とする事柄だけでなく、得意なことにも目を向けて実態把握を行うよう関係諸機関へ伝えております。指導内容については障害の有無を問わず、学習上又は生活上の困難を改善・克服するために、まずは自身の強みを基礎としてと取り組んでいけるよう、関係諸機関や学校生活全体を通して指導計画を立てることが必要だと考えております。指導者への理解啓発の場としては、各種の研修会や専門家チーム等の巡回相談で行ってまいります。幼児・児童・生徒の活躍の場としては、各学校の日々の授業をはじめ、行事や東村山市特別支援学級小・中合同作品展等を通して今後も理解啓発活動を行ってまいります。
111	P.34	(1) 関係諸機関・保護者向けガイドラインの作成【発展】	大いに賛成です。ただ、行政側の立場からの一方的のガイドラインだと、保護者が傷ついたり頑なになってしまうケースも考えられます。ガイドライン作成の際は、特別支援教育を必要とする子どもを持つ親の会や、すでに成人となった当事者の意見も取り入れるよう努力していただき、今回の計画案のようにパブリックコメントをしていただきたい。	ご指摘いただいた内容を参考にさせていただきます。
112	P.34	(2) 特別支援教育についてのリーフレット・冊子の作成	年次計画に関して、できれば令和4年度に実施される自閉症・情緒障害特別支援学級の前の令和3年度に実施をしていただけると、市民が理解を得やすいと思われれます。年次計画の実施年度の前倒しに関する意見とします。	令和4年度開設予定の自閉症・情緒障害特別支援学級の周知については、随時行っていきます。リーフレットまたは冊子の作成については、開設予定の特別支援学級が開設されたところで、内容を検討する必要があるため、実施については令和5年度からを考えております。
113	P.35	(2) 保・幼・小連絡会における情報交換及び訪問	保育所等訪問事業の活用を希望します。保育所等訪問事業であれば、保育園及び幼稚園から小学校まで継続して訪問支援ができるので、情報交換において福祉分野の活用を希望します。継続訪問のできる福祉分野との連携に関する意見とする。	ご指摘いただいた点も含んだ取組とご理解いただければと思います。
114	P.36	施策2 特別支援学級に在籍する児童・生徒の地域交流	P53副籍実施状況は、特別支援学校の人数しか掲載されていない。特別支援学校におけるの交流内容は間接交流、直接交流それぞれ何件か件数の記載を希望する。また、特別支援学級におけるの人数と直接交流、間接交流それぞれの件数に関する記載を希望する。現状の実数字の記載がないと、課題に関して次に評価がしにくくなると考えます。件数の少なさは、周知の方法にも課題があると思われる。保護者会での活動紹介や学校便りの交換で課題の改善となるのだろうか実数字に関する意見と周知方法への意見とする。	特別支援学校の副籍制度については、実際に交流した児童・生徒における直接交流と間接交流の人数をP.53に記載することとしました。なお、特別支援学級については、特別支援学校と同様の形式で記載できるデータの収集がされていないため、今後結果の収集の仕方について検討させていただきます。

No.	該当項目		意見	ご意見に対する考え方・対応
115	P.36	(1) 特別支援学校に在籍する児童・生徒と居住する地域の学校との交流	<p>課題 制度として理解されていますが、間接交流が多く、直接交流の事例が少ないため… 特別支援学校に通う児童・生徒の保護者から●交流の希望が増えるよう、保護者会等での活動紹介や間接交流での学校便りの交換等を通して情報提供を行う必要があります。 取組内容も直接的な交流や、学校便り等の間接的な交流となっていますが… ●に「直接」と入れると理解しやすいと思います。</p>	<p>ご指摘の通り、●部分に「直接」を入れ、「特別支援学校に通う児童・生徒の保護者から直接交流の希望が増えるよう、保護者会等での活動紹介や間接交流での学校便りの交換等を通して情報提供を行う必要があります。」と変更いたします。</p>
116	P.37	(3) 保護者との連携及び合理的配慮の実施【新規】	<p>保護者が自分の子どもに関する校内委員会の傍聴ができるように要望します。個に応じた合理的配慮と支援に関する委員会の委員会であれば、保護者が傍聴することで、今の学校のできること、できないことがはっきりとわかるのではないかと。 学校が比較的良好に対応していたとしても、現場をみていない保護者にとっては納得のいかないことがある。 そのうえ委員会の内容が不透明となると、保護者は不信感をもつ。 特別な教育的ニーズのある幼児・児童・生徒やその保護者が安心して生活できる支援体制を整備していくことを目指しているのであれば、配慮や支援に関する考え方の過程をすることは重要であると考えます。 校内委員会の保護者による傍聴に関する意見とする。</p>	<p>校内委員会については、あくまでも学校の職員間の会議であり、事前にスケジュールを組んで計画的に実施しているため、それらについて保護者と日程調整を行って実施することは困難な状況です。個に応じた合理的配慮や支援の内容について学校で検討する場であればケース会議等があります。そこで保護者と学校、関係諸機関が集まって丁寧に話し合いを行うことが重要であると考えております。</p>
117	P.38	(4) 特別支援学級小・中学校合同作品展の実施	<p>毎年、大変迫力のある作品が多く、展示にご尽力いただいていることに感謝しております。できるなら、もっと広報活動に力をいれたい。 今後の具体的な取組の中で学習内容が分かるよう、行事や学習活動で作成した作品等を展示するとあるが、分かりにくい学習内容に関して目に触れる機会として大変重要な機会であると考えます。 副籍交流の実績、お便りや直接交流の様子等においても、この機会に周知がもっと周知ができるようになることを期待する。 作品展の広報活動に関する意見とする。</p>	<p>特別支援学校との副籍交流については、通常の学級との交流の方がメインになっているため、本市の特別支援学級の活動として周知することは難しいものと考えております。ただ、副籍交流の活動を周知していくことについては大切なことなので、他の機会を通じて検討してまいります。</p>
118	P.40	施策4 都立特別支援学校との連携	<p>HPでの副籍制度に関する説明はわかりにくい。リーフレットに例もあるが、さらに周知の方法を考えていただきたい。特別支援学校に在籍する児童・生徒の保護者にばかり周知をしている。 いったいどれだけの通常学級の保護者が理解しているのか。 交流は受け入れる側にも知っていただく必要がある。どのような交流がおこなわれているのかについて、通常学級の保護者にも広く周知をしていただきたい。小学校のときより、中学校での交流が減少してしまっているのが残念でならない。障害を理由とする差別の解消の推進をする機会、知識ベースで理解啓発をしているだけでは不十分で、共に場の共有をすることが大事で、自分ごととしてとらえていくには、体験や経験の蓄積も同様に必要となる。 できるなら、もっともっと副籍交流を活発にしていきたい。 取組の周知に関する意見とする。</p>	<p>ホームページやリーフレットにおける副籍制度の説明については、見直しを図り、改善していきます。また、事例を通して本市の各学校と特別支援学級の保護者に知っていただき、場の共有をすることで互いの理解を深められる活動ができるよう特別支援教育運営委員会等で情報発信を行ってまいります。</p>
119	P.41	(2) 都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターとの連携	<p>授業観察における指導・助言に関して、巡回相談等で相談した結果どのように変化したのか、指導の蓄積をデータベースでまとめていただき、事例検討としてすべての教員が見ることが可能なようにしていただきたい。指導・助言をいただいても、そのいただいた教員やその対象児童・生徒のみに生かすのではなく、そのあとに引き継いでいただきたい。 指導・助言の拡大についての意見とする。</p>	<p>都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターによる巡回相談は、市内の特別支援学級を対象に行っております。授業観察後は協議の時間を設ける等の工夫をして、他の児童・生徒にも指導できるよう特別支援学級の担任間で指導・助言の内容を共有しております。</p>
120	P.42	(4) 情報交換や三市合同研修会への参加	<p>研修の対象者に関して、特別支援教育運営委員会及び中堅教諭が主に参加しているということであるが、できれば希望するすべての教員にも参加の機会を希望する。 また、都立清瀬特別支援学校は地域のセンター校であるので、保育園関係者、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業関係者も参加できるようにしていただきたい。 オンライン等の活用も視野にいれ、広く研修の内容がいきとどくように期待する。 参加者に関する意見とする。</p>	<p>会場の集客可能な人数にもよりますが、多くの教員が参加できるよう参加の機会を広げていきたいと考えております。</p>

No.	該当項目		意見	ご意見に対する考え方・対応
121	P.43	(1) 障害の状況に応じた施設・設備の整備	<p>現状 通常の学級において、ユニバーサルデザインの教室環境が取り入れられてきています。と表記がなっており、右隅の一文字があいてしまうケースが多く見られますが。特別支援教室については、パーティションを使用して…とあるが、パーティションではないか？</p> <p>課題 複数児童を効果的に指導できるよう、巡回システムや指導の形態…とありますが、同じ項目に「指導形態」という表現があるので、統一した方がよいのではないかと。</p> <p>【学校におけるユニバーサルデザインの視点】○刺激量の調節 【具体例】黒板周辺の整備、余分な刺激のカーテンによる目隠し→刺激物に対するカーテンによる目隠し？</p>	<p>文末のスペースについては、可能な限りそろえました。</p> <p>ご指摘のように「の」を削除し、統一した表現にいたしました。</p> <p>「刺激に対するカーテンによる目隠し」に変更いたしました。</p>
122	P.44	(2) 介助事業委託制度の活用【発展】	<p>学校及び保護者へ「東村山市の特別支援教育」のリーフレットを通して周知を行うとあるが、HPの掲載、広報誌の掲載もできるといいと思う。制度を必要な方だけに周知をするのではなく、地域の方全員が知る方法を考えていただきたい。</p> <p>自分が障害のあるこどもを育ててきた中で経験したのは、「障害があるのだから、そういう学校にいけば」ということを何度も周囲の保護者や地域の方に言われたことであり、別々で学ぶことが当たり前という考えが根強いことを感じてきた。</p> <p>社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けているのであって、人的介助によりこれらが少々緩和される可能性がある。この制度があることを、多くの人が目にふれる機会をを考えていただきたい。</p> <p>より広い周知に関する意見とする。</p>	<p>市民への情報提供の手段については、今後検討させていただきます。</p>
123	P.44	(3) 医療的ケアを必要とする児童・生徒に対する支援【新規】	<p>学校で医療従事者の確保が必要となるが、医療従事者がいれば共に学べるのであれば、ぜひ確保に努めていただきたい。</p> <p>できれば、重症心身障害児者や医療的ケアを必要とする児童を預かる児童発達支援事業が保育所等訪問事業を行うのであるから、福祉との連携を視野に入れていただきたい。</p> <p>福祉機関との連携に関する意見とする。</p>	<p>ご指摘のとおり、福祉との連携を視野に入れて進めてまいります。</p>
124	P.44	(3) 医療的ケアを必要とする児童・生徒に対する支援【新規】	<p>◎医療的ケア児が保護者の付き添い等なく普通学級（や特別支援学級）に就学できる体制の整備を是非ともお願いいたします。現在、幼稚園に通園しているが、気管切開をしていることから（夜間に人工呼吸器が必要な為）、日中は痰の吸引（＝医療的ケア）が必要であり、登園中は保護者が園の別室に常時待機し、登園中に2～3回程度、痰の吸引を行っています。R4年4月に就学予定ですが、本人は「みんなと同じ小学校に通いたい」と言っており、保護者としてもそれを希望しています。しかし医療的ケア（痰の吸引）がある為、現状では、幼稚園と同様に保護者が常時小学校に待機せざるを得ないと思われます。（小学校に待機出来るのかも話し合いが必要だと思われます。）また、保護者が病気やケガをすれば登校すら出来なくなってしまいます（特別支援学校でも同様です）。医療的ケア児も保護者の付き添い等無く平等に義務教育が受けられる様、看護師資格保有者等の確保および小学校への配置など、是非ともご支援を頂きたくお願いする次第です。</p>	<p>就学相談等を通して、就学前から保護者や就学前機関と連携し、可能な限り地域の学校で教育が受けられるよう準備を進めてまいります。</p>
125	P.44	(3) 医療的ケアを必要とする児童・生徒に対する支援【新規】	<p>幼稚園・保育園からの切れ目ない支援になるよう、保護者の意見を聴きながら、当事者の意思決定を尊重した上で丁寧な相談支援をしてください。ガイドライン作成にも当事者保護者の意見を聴取し、反映できるよう提案します。</p>	
126	P.45	施策2 GIGAスクール構想の実施に向けた教材・教具の研究	<p>P29不登校支援が希望学級との連携でインターネット等の活用とある。不登校の定義が計画に記載がないので不明確ではあるが、30日以上休んでいなくても、中休み以降に登校していたり、給食の時間から登校していたり、不登校の定義に当てはまらないが登校に関して課題のある児童もいる。</p> <p>とくに中学においては登校形態が多様化している。学校に来ている児童、希望学級で連携している児童から対象としてもれてしまっていて、これらICTの活用が遅れることがないように、通常学級とも連携してインターネット等の活用をして、学ぶことができるように発展していくことを期待している。</p> <p>また、各学校で使用に関して差が生じないように配慮していただきたい。</p> <p>教材・教具が支援の発展につながることへの希望と、一人ももれることなく活用にいたることへの要望の意見とする。</p>	<p>次年度からGIGAスクール構想の実施に伴い、一人一台の端末が貸与される予定です。それらの具体的な活用方法については現在、各校の担当者を対象に研修会を行い検討をしている段階ですが、各校の現状に応じて活用の幅を広げていく部分もあります。特別な支援を必要とする児童・生徒で不登校、またはその傾向がある場合においても対応が適切に行えるよう配慮したいと考えております。</p>

No.	該当項目		意見	ご意見に対する考え方・対応
127	P.45	(1) 児童・生徒一人一人に個別最適化された学びの実現に向けたICT機器の活用	とても素晴らしいことであるのですが、実施するとなると、誰が当該児童のパソコン用の教材(ソフト)を用意や作成、そして当該児童に寄り添って対応していくのかの問題が生じるのではないのでしょうか?その点を踏まえて対応いたしませんと、令和3年度実施の成果は期待できないと思います。パソコンが一人1台あっても、それだけでは解決にならないと思います。	ご指摘のとおり、それらの課題に向けて各学校への研修を実施してまいります。
128	P.45	(1) 児童・生徒一人一人に個別最適化された学びの実現に向けたICT機器の活用【新規】	現状 プログラミング的思考を身に着けたりしています。 「着」→「付」ではないでしょうか?	ご指摘のとおり「着」を「付」へ変更いたしました。
129	P.48	参考資料 1. 東村山市立小・中学校特別支援学級の児童・生徒数の変遷	運営上のこともありますが、言語障害(通級指導学級)及び特別支援教室の小学1年生の人数が言語障害(通級指導学級)が0人、特別支援教室もほとんど0人となっています(5月1日確認数)。原則は環境の変化もあり、小学校に入学して、その後児童の様子を見て保護者等にすすめていくということになるのでしょうか。 10ページには、[保・幼・小・中連携システムの推進]として小学校1年生が「スムーズに学校生活へ適応できるように編成された「スタートカリキュラム」の作成という文言も出てきますが。入級・入室が年度の途中からあるのか分かりませんが、巡回指導教員の安定した配置という面からも…と思いました。	特別支援教室の利用については、就学前の幼児に対しては就学相談で、既に利用している6年生の児童に対しては面談を通して、入学当初からの特別支援教室での指導の希望の有無を確認しております。その中で、新しい学校生活の初年度にあたる1年生の4~5月は在籍学級での適応を図る最も大切な時期と考え、特に低学年時では、入学当初から在籍学級での指導が抜けてしまうことのデメリットもあることから、まずは在籍学級での様子を見ることを希望されることもあります。なお、4~5月の児童・生徒の生活の様子から特別支援教室での指導が必要だと判断した場合には、5月以降の特別支援教室利用支援委員会を経て利用を始めることができます。
130	P.49 P.50	1. 東村山市立小・中学校特別支援学級の児童・生徒数の変遷 特別支援教室の人数	「第三部参考資料」の49ページ特別支援教室小計において、令和元・2年度ともに小学校1年生が0人となっていることや、49ページ特別支援教室小計小学校6年生の人数とそれに対応する50ページ特別支援教室小計中学校1年生の人数を比較すると、中学校1年生の人数が大幅に減っていることをどう考えておりますでしょうか?	
131	P.49	1. 東村山市立小・中学校特別支援学級の児童・生徒数の変遷 特別支援教室の人数	「第三部参考資料」49ページ特別支援教室小学校小計6年生の人数を見ると、平成30年度、令和元年度は当該児童の5年生の時の人数と同じなのに、令和2年度は9人減(56人⇒47人)になっています。小学校全体では令和2年度は前年度に比べて14人増加したにもかかわらず、実に興味深いデータです。今後のためにもこの分析をしっかりと行う必要があるとは思いませんか?	ご指摘の点も含めて、検討させていただきます。
132	P.51	4. 転学相談実施状況	特別支援学級へ、特別支援学校へ、通常の学級へとあるが、通常学級から特別支援学級へ、特別支援学級から特別支援学校へ、特別支援学級から通常学級へと丁寧な記載を希望する。 これから、自閉症・情緒障害特別支援学級からや、自閉症・情緒障害特別支援学級へという記載も増えることが想定されているので、分かりやすく資料を作成していただきたい。 表記に関する意見とする。	ご指摘に基づき、分かりやすい丁寧な表現にいたしました。

No.	該当項目		意見	ご意見に対する考え方・対応
133	P.51	5. 子ども相談室 相談実施状況	<p>子ども相談室 主訴別相談件数 ごとに、保護者の期待した通りに相談支援を受けられたという結果をお示し下さい。</p> <p>ガイドラインの策定が保護者の期待した通りに相談支援をうけられることを課題とされているので、その数値に関してお示し下さい。</p> <p>今後、ガイドライン策定後と前とで、保護者の期待した通りの相談支援を受けられたかに関する指数の変化を評価していかなければ、相談者のための相談室とならない。</p> <p>相談員が相談内容を識別して、何を寄り添うというのだろうか？</p> <p>数値もないのに、どのように評価をするのだろうか？</p> <p>平成28年度、29年度の子ども相談室を利用する保護者向けアンケートのみを記載して満足していただいていると、評価するのは安易である。</p> <p>相談をやめた方がどうしてやめたのかについて、アンケートをとっていないのであるから、期待した通りの相談支援を受けられたかどうかの正確な評価にならない。</p> <p>以前、●●(団体名)で教育委員会と懇談の際に、子ども相談室をやめた方について、やめた理由のアンケート調査を数回依頼したが実現していただけなかった。</p> <p>相談をやめた方からのアンケートもとらないのに、どうして期待した通りであったか、なかったかの評価ができるのであろうか？</p> <p>行政側の都合に合わせて利用のガイドラインの策定をしようとしている。</p> <p>主訴であれば、相談してもいいというのであれば、主訴ごとに期待した通りであったかの評価を示していただき、より安心して相談ができるということを示してください。</p> <p>相談者からの評価の表記に関する意見とする。</p>	<p>ご指摘いただいた視点でのデータは収集しておりませんので、今後、どのような形で利用者のかたの満足度を確認するかも含めて検討していきたいと考えております。</p>
134	P.51	6. 子ども相談室 主訴別相談件数(令和元年度)	<p>主訴の枠はもう少し狭くてもよいかと。</p> <p>7 その他 ●件(●%)はどうですか。</p>	<p>本データについては、上位6件を掲載させていただいておりますので、P.51においてもその旨を表記させていただきます。</p>
135	P.52	7. 子ども相談室 幼稚園・保育園等への訪問相談実施状況(令和元年度)	<p>表題に(令和元年度)とあり、表中にも令和元年度と項目があるので、どちらかともよいのでは。</p>	<p>表題の(令和元年度)の表記を削除いたしました。</p>
136	P.52	7. こども相談室 幼稚園・保育園等への訪問相談実施状況	<p>訪問先の相談件数だけでなく、相談の主訴別に件数もお示し下さい。対象児童に関し、年齢ごとに件数をお示し下さい。</p> <p>期待した通りの訪問相談がなされているということなので、どのような還元が相談した保育園や幼稚園にあったのかまでが実施の評価ではないか？</p> <p>保護者相談と同様に、主訴別にさせていただき、それに対するアンケートの結果を表記していただかないと、改善がみられているのか、数値化できない。</p> <p>P8のアンケート結果は、保護者のものが平成28, 29年度に対し、関係諸機関に対しては平成30年度である。</p> <p>一方、実施状況は令和元年度のみである。</p> <p>推移を比較できない。これで、どうして期待された結果をだしているといえるのか？</p> <p>変わらない72.7%の評価に対して、どのように受けとめるのか？</p> <p>ガイドラインを策定したら、これらの評価に変化がみられることを期待して実施するのか？</p> <p>連携がとりやすくなった、27.3%は、どの機関のどの内容に対してなのか？</p> <p>東村山の統計のやり方、評価のやり方は雑である。</p> <p>実施状況の表記に関する意見とする。</p>	<p>ご指摘いただいた、相談の主訴別の件数、年齢毎の件数についての視点でのデータは収集しておりませんのでご理解願います。なお、訪問相談の実施状況については、3年分を記載させていただきます。今後、評価に伴うアンケートの実施について検討してまいります。</p>
137	P.54	13. 特別支援教育理解啓発事業 講演会実施状況	<p>講演会実施に関しての周知の方法がどうであったかと、参加人数についても明示してください。</p> <p>参加者にアンケートをとっている場合、アンケートのひな形とその結果についても明示してください。</p> <p>コロナ禍で実施できない状況であるのは理解できるが、一方でオンライン等で実施を検討していないのか？</p> <p>今後はオンライン対応に関して検討することはないのか？</p> <p>実施状況の表記に関する意見とする。</p>	<p>講演会の周知においては、市内の全小中学校に家庭数で講演会開催のチラシの配布を依頼いたしました。また、テーマによっては、幼稚園・保育園にも施設での掲示等で活用していただけるよう配布しております。その他、ホームページ、「たのしむらやま(Facebook)」にて、後援会実施のお知らせを掲載いたしました。</p> <p>参加者人数については、P.54, 13.特別支援教育理解啓発事業 講演会実施状況に記載させていただきます。また、今後は新型コロナウイルス感染症防止対策を含め、開催等について検討してまいります。</p>
138	P.55	15. 東村山市特別支援教育推進計画策定委員会名簿	<p>委員メンバーのNoが、8の次が11になっている。</p> <p>続き番号にするか、(市職員)のNoを1からにするか。</p>	<p>ご指摘いただいたように11を9に変更し、続き番号にいたしました。</p>

No.	該当項目	意見	ご意見に対する考え方・対応										
139	表記について	計画案には「子ども」の表記が60回、「子供」の表記が18回出てきます。法令や引用文でない限り、「子ども」の表記に統一した方がよいと思います。	基本的には「子供」で統一しておりますが、名称や法令・引用文についてはそれぞれの表記を記載しております。										
140	全体的に (P.25 P.48 P.53)	「第三部参考資料」に特別支援教育に係わる教員数のデータを入れた上で、データ分析を用いての、第一部第2章の課題や第二部の具体的な展開が不足	児童・生徒数に対する教員の定数については、特別支援学級は児童・生徒数8名を1学級とし、この学級数によって教員数が決まります。また、東京都では、学級数+1人の教員が追加配置されます(中学校は4学級以上は+2名)。特別支援教室は児童・生徒10名に対して巡回指導教員が1名配置されます。このことを前提に、本資料P.48~50の表「東村山市立小・中学校特別支援学級の児童・生徒数の変遷」は、5月1日時点での数であるため、東京都の教員配置の定数に沿った教員数が配置されております。令和2年度の小学校特別支援教室を例にすると、特別支援教室を利用している児童数の小計は289人に対して教員数は29人配置されております。一方、年度の途中で児童・生徒数が定員数を超えても教員数は変わらないことから、5月1日以降、定期的に特別支援教室の利用者が増えていくことに対して指導方法や指導場所・時間の確保をどのように行っていくかを課題と捉えております。そこで具体的な取組として、児童・生徒が特別支援教室での指導目標を達成し、通常の学級の支援のみで学校生活を送れるようにすること(特別支援教室の利用の終了)や、児童・生徒が、短期目標を達成していくにしたがって1対1の指導から少人数でのグループ指導へ移行していくことなど指導の工夫を行っていく必要があるものと考えております。また、教員サポーターの活用については1校につき1名で運営しておりますが、1名では対応が困難な場合は学校間で調整をつけて教員サポーターの勤務時間の調整を行ったり、一定期間勤務場所を他校へ変更する等、工夫しております。										
141	全体的に	仮に、教員配置数において、東京都教育委員会に忖度しているのであれば、それは間違いではないでしょうか?現状何人不足しているのか、また今後何人必要なのかを正確に把握して、不足するのであれば、東京都教育委員会に交渉するのが本来の姿なのではないでしょうか?											
142	総合意見	<p>学習面や行動面で著しく困難を示す児童生徒に関する全国実態調査では、6.3%の割合で在籍していることが報告されている(文部科学省、「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)2003」)。表11参照。</p> <p>通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的な支援を必要とする児童生徒に関する調査においても6%前後の数字が見られた(文部科学省2012年結果公表)。</p> <table border="1" data-bbox="647 997 1694 1339"> <caption>表 11</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>推定値(95%信頼区間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学習面又は行動面で著しい困難を示す</td> <td>6.5%(6.2%~6.8%)</td> </tr> <tr> <td>学習面で著しい困難を示す</td> <td>4.5%(4.2%~4.7%)</td> </tr> <tr> <td>行動面で著しい困難を示す</td> <td>3.6%(3.4%~3.9%)</td> </tr> <tr> <td>学習面と行動面ともに著しい困難を示す</td> <td>1.6%(1.5%~1.7%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れがないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合</p>		推定値(95%信頼区間)	学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5%(6.2%~6.8%)	学習面で著しい困難を示す	4.5%(4.2%~4.7%)	行動面で著しい困難を示す	3.6%(3.4%~3.9%)	学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6%(1.5%~1.7%)	<p>就学相談につきましては、例年7月末~8月上旬に一斉就学相談を実施しており、概ね12月末頃までには就学先が決まるようにお子さんの行動観察、保護者との相談等を行っております。就学相談を受けているかたの中には、就学相談前や入学後にも子ども相談室に相談しているかたもいらっしゃることから、教育委員会としては、就学相談の期間だけでなく、就学前・後も含めての就学相談だと考えております。そのようなことから、出来る限り就学後の児童・生徒の成長を見守り、保護者に寄り添って適切な学びの場の検討ができるよう、継続して支援をまいります。</p> <p>また、東京都においては、自閉症・情緒障害特別支援学級の対象児童・生徒は、「知的障害のない、自閉症及び情緒障害のある児童・生徒」としています。これらの判断は医師にしかできないことから、かかりつけの医師の診断書がある方については、保護者の理解を得て転学相談の受付時に診断書をご提出していただいております。ただし入級の判断については、医師の診断書の他に、発達検査の結果や在籍校の校内委員会の検討結果、保護者の意向等をもとに総合的に検討して判断しております。また、かかりつけの医師がないかたについても、自閉症・情緒障害特別支援学級への転学希望に沿えるよう、市が委託した医師の意見を仰ぐようにしております。</p> <p>自閉症・情緒障害特別支援学級への転学相談については、保護者及び児童の希望をもとに実施しております。そのため、保護者のかたにおかれましても東京都が示している自閉症・情緒障害特別支援学級の対象とする児童・生徒の定義についてご理解いただいたうえで、転学のお申し込みをいただいております。</p> <p>今後もさまざまな相談を受ける体制を構築していくよう努めてまいります。</p>
	推定値(95%信頼区間)												
学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5%(6.2%~6.8%)												
学習面で著しい困難を示す	4.5%(4.2%~4.7%)												
行動面で著しい困難を示す	3.6%(3.4%~3.9%)												
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6%(1.5%~1.7%)												

No.	該当項目	意見	ご意見に対する考え方・対応
-----	------	----	---------------

142

通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的な支援を必要とする児童生徒に関する調査の質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒（推定値6.5%）の受けている支援の状況に関する報告が表13である。

表 13

	推定値（95%信頼区間）
現在、いずれかの支援がなされている	55.1%（52.8%～57.4%）
過去、いずれかの支援がなされていた	3.1%（2.5%～3.9%）
いずれの支援もなされていない	38.6%（36.4%～40.9%）
不明	3.1%（2.1%～4.7%）

※「現在、いずれかの支援がなされている（過去、いずれかの支援がなされていた）」とは、通級による指導や個別の教育支援計画の作成等のうち、いずれか一つでも実施している（実施していた）場合を指す。

これらの調査から言えることは、推定値で6.5%いる発達障害の可能性のある特別な教育的な支援を必要とする児童生徒が支援を受けていない状況である可能性が40%程度いるということである。
あくまで推定ではあるが、全国調査とそう大差ない程度に東村山市内でもこの状態であったと思われる。
では、第4次の計画では、これらは解消されたのであろうか？
下記表11は、18歳以上の自閉症スペクトラム障害と診断された407人を対象に実施された調査の結果である。
平均的知能グループに関しては、通常学級に在籍していると推定する。
このグループに関しては、親の気づきが平均4歳4ヶ月であるが、専門家への相談の開始が10歳2ヶ月となっており、診断にいたっては、13歳3ヶ月となっている。
これらを考察すると、親の気づきから診断にいたるまで約9年もの間、保護者は「発達障害の疑い」を主訴として悩むのである。
これら悩みに対し、ガイドラインの策定がP30の「保護者へ寄り添う」ということになるのであろうか？短い就学相談の期間で、これらが保護者の期待に比べると本気で考えているのか？
行政が寄り添っていると思っても、保護者はどう考えているのかわからないのにアンケート結果で自分達は十分寄り添っていると考えているというのか？

表 11

知能レベル	重度遅滞グループ	中軽度遅滞グループ	平均的知能グループ
親の気づき	1歳11ヶ月 N=173	2歳8ヶ月 N=63	4歳4ヶ月 N=108
専門家への相談	2歳8ヶ月 N=169	5歳1ヶ月 N=63	10歳2ヶ月 N=98
診断	3歳6ヶ月 N=161	6歳2ヶ月 N=61	13歳3ヶ月 N=83

出典：全国調査（厚生労働科研 H19-21）18歳以上の自閉症スペクトラム障害と診断された407人（男性80.0%；年齢18～49歳、平均30.3歳）

No.	該当項目	意見	ご意見に対する考え方・対応
142		<p>自閉症・情緒障害特別支援学級は、医師の診断書を提出しなければならない。診断が必要なのである。</p> <p>9年かかっている、親の悩みに対して、行政側は診断を急がせるのである。しかも、転学の必要性に対し医師の助言を参考にする計画なのである。診断をまだされていない親にとって、どれだけ乱暴な行為であるかがわかっているのか？</p> <p>子ども相談室の相談の主訴の1位が発達障害の疑いなのである。これらがどのような意味をしているのか、本当にわかっているのだろうか？</p> <p>子どもが発達障害の診断をされるということは、親へどのような影響を及ぼしているかについて先行研究を整理する。</p> <p>芳賀(2008)によると、小児心身医療専門外来新患の年齢分布は、幼児と就学児童が58%、中学・高校生は24%、青年・成人が18%でその内訳は「発達障害45%、中枢神経疾患27%、うつ・不安障害11%、適応障害8%、心身症5%、その他4%となっており、発達障害の診断が増加している。学童期、思春期、青年・成人期の各時期における発達障害は30~45%にみられた。成人の新患には、発達障害児の母親受診が29%あったとある。受診理由は、養育ストレスによる心身症および、うつ・不安障害の治療目的や母親自身の発達障害の診断希望とある。また、発達障害児の抱える両親の心身の健康調査では、母親の42%が、受診時にすでに神経症レベルにあり要治療の状態を示したとある。</p> <p>また芳賀(2006)は、治療介入後も不安、うつが継続しているADHD児の母親の中には、深刻な心理社会的背景と精神的併存障害が存在していたことを明らかにしている。うつのレベルの高い母親は子どもに対する否定的な関わりが慢性的に持続するために、親子関係に歪みを生じ、思春期にはリスクの高い親子関係に発展すると示した。つまりADHD児をもつうつのレベルの高い親は、子どもに対して重要な二次的影響をもたらす可能性があるとして述べているのである。</p> <p>速水(2017)は、研究対象者の学齢期の発達障害児をもつ母親の36.9%は抑うつ傾向であったと結果を示している。学齢期の発達障害児をもつ母親においては、些細な否定的な側面だけを重視する「選択的注目」という推論の誤りが他の推論の誤りより高かったとある。また、抑うつ傾向である母親ほど、否定的養育態度であることが示されたことを明らかにしている。</p> <p>野邑・辻井(2006)は、アスペルガー症候群児(ASD)をもつ母親を対象にした精神的健康状態に関する調査では、38.9%の母親が抑うつ圏内であり、その影響で家族機能の低下も生じているという報告をしている。</p> <p>中田ら(2014)は、発達障害のある子どもをもつ母親は、障害と気づくあるいは診断される以前、障害の特性によって生じる子どもの行動の理由と対応がわからず、ただ混乱と困惑の状況に置かれることがストレスに感じると示しており、母親は長くストレスの高い心理状態に置かれていると想像できる。</p> <p>また親の障害の認識と受容に関して中田(1995)は、螺旋形モデルを提言しており、親の内面には障害を肯定する気持ちと障害を否定する気持ちの両方の感情が常に存在し、二つの感情が交互に現れ、いわば落胆と適応の時期を繰り返すとしている。すなわち、その過程は決して区切られた段階ではなく、連続した過程であり、段階説が唱えるゴールとしての最終段階があるのではなく、すべてが適応の過程であると考えられている。</p> <p>また、診断に至るまで時間を要している現状がある。発達障害に係る初診待機者数及び初診待機日数の調査結果によると約4割の医療機関で初診待機者数が50人以上となっており、その中には最大316人が待機している例もあった。その初診待機日数は、半数以上の医療機関で3か月以上となっていた(総務省2017)。</p> <p>初診ですぐに診断されるとは考えにくく、診断書の提出というのがいかにハードルの高いことを要求しているのかについてももっともっと自覚していただきたい。</p> <p>それでも、制度の中で保護者に提出を求め、診断も求めていくことになるのだ。せめて、様々な悩みを一旦は聞くという子ども相談室であっていただきたい。</p>	

No.	該当項目	意見	ご意見に対する考え方・対応
142		<p>文献 中田洋二郎(2009)「発達障害と家族支援 家族にとっての障害とはなにか」 (株)学研教育出版,62-74 野邑健二,辻井正次(2006)「アスペルガー症候群児の母親の抑うつについて」厚生労働科学研究事業分担報告書,平成18年度総括・文太研究報告書,63-67. 芳賀彰子,久保千春(2008)「小児・思春期を対象とする心身医療専門外来の現況—地域のニーズに沿う心身医療の提供とその限界について—」心身医48巻,第10号,867-876. 芳賀彰子,久保千春(2006)「注意欠陥/多動性障害,広汎性発達障害をもつ母親の不安・うつに関する心身医学的検討」心身医第46巻,第1号,76-86. 速水恵美,千々岩友子(2017)「学齢期の発達障害児をもつ母親の推論の誤りと抑うつおよび養育態度の関連」日本看護科学会誌第37巻,288-297. 文部科学省,発達障害者支援法 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/001.htm 文部科学省,通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する実態調査, www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1328729.htm 総務省,発達障害児の家族に対する支援の実施状況報告書 www.soumu.go.jp/main_content/000458773.pdf</p>	